平成30年 朝日村議会

6 月定例会会議録

平成30年 6月6日 開会 平成30年 6月20日 閉会

朝日村議会

平成30年朝日村議会6月定例会会議録目次

○招集告示
○応招•不応招議員····································
第 1 号 (6月6日)
○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名4
○事務局職員出席者······· 4
○開会及び開議
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○諸般の報告
○請願・陳情の報告
○報告第1号から報告第4号まで及び議案第39号から議案第49号までの上程7
○議案提案説明
○議案内容説明
○散 会····································
○署名議員
第 2 号 (6月15日)
○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名17
○事務局職員出席者·······1 7
○開 議

○議事日	程の	報告	.		8				
○会議録署名議員の指名									
○諸般の報告									
○一般貿	○一般質問								
齊	藤	勝	則	君	9				
上	條	昭	三	君	9				
北	村	直	樹	君	5				
小	林	弘	幸	君	2				
塩	原	智惠	美	君	3				
林		邦	宏	君	8				
髙	橋	廣	美	君	9				
上	條	俊	策	君8	5				
○散	会…	• • • • •	• • • • • •	9	3				
○署名諱	美員…	• • • • •	• • • • • •	9	5				
第	3	号	(6	月20日)					
○議事日	程…			9	7				
○出席議員									
○欠席諱	美員…			9	7				
○地方自	治法	第 1	2 1	条の規定により説明のため出席した者の職氏名9	8				
○事務局	弱職員	出席	:者…	9	8				
○開	議…			9	9				
○議事日	程の	報告	.	9	9				
○会議録	暑名	議員	の指	名9	9				
○諸般の	報告	÷		9	9				
○常任委	員長	の報	设告…		0				
○常任委	員長	報告	で質	疑、討論、採決10	1				
○議案第	3 9	号か	ら議	接案第49号までの質疑、討論、採決10	2				
○追加譲	義案	議案	第 5	0号並びに発議第2号及び発議第3号の上程11	0				
○議案提	是案談	明··			0				

○議案内容説明······1	1 1
○議案第50号並びに発議第2号及び発議第3号の質疑、討論、採決1	1 1
○議員派遣について	1 3
○閉会中の継続調査の申し出について	1 3
○村長挨拶	1 4
○閉 会	1 5
○署名議員	1 7

平成30年朝日村告示第54号

平成30年朝日村議会6月定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月30日

朝日村長 中村武雄

- 1 期 日 平成30年6月6日
- 2 場 所 朝日村役場

○応招·不応招議員

応招議員(10名)

1番	髙	橋	廣	美	君	2番	中	村	賢	郎	君
3番	上	條	俊	策	君	5番	齊	藤	勝	則	君
6番	上	條	昭	三	君	7番	北	村	直	樹	君
8番	小	林	弘	幸	君	9番	塩	原	智惠美		君
10番	林		邦	宏	君	11番	清	沢	正	毅	君

不応招議員 (なし)

平成30年朝日村議会6月定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成30年6月6日(水)午前9時開会

開 会

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 (1)会期の決定
 - (2)審議日程表
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

- 第 5 報告第 1号 平成29年度朝日村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 2号 平成29年度朝日村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 3号 平成29年度朝日村下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 報告第 4号 平成29年度朝日村土地開発公社経営状況を説明する書類について
- 第 9 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(朝日村税条例の一部を改正する条例について)
- 第10 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(朝日村国民健康保険税条例の 一部を改正する条例について)
- 第11 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度朝日村一般会計 補正予算(第6号)について)
- 第12 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度朝日村国民健康 保険特別会計補正予算(第5号)について)
- 第13 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について)
- 第14 議案第44号 朝日村庁舎村民交流ホール等の使用条例の制定について
- 第15 議案第45号 朝日村福祉医療費給付金条例の制定について
- 第16 議案第46号 平成30年度朝日村一般会計補正予算(第1号)について

第17 議案第47号 平成30年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第18 議案第48号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計補正予算(第1号)について

第19 議案第49号 平成30年度朝日村下水道特別会計補正予算(第1号)について

第20 議案提案説明

第21 議案内容説明

出席議員(9名)

1番 髙 橋 廣 美 君 3番 上 條 俊 策 君

5番 齊 藤 勝 則 君 6番 上 條 昭 三 君

7番 北村直樹君 8番 小林弘幸君

9番 塩 原 智惠美 君 10番 林 邦 宏 君

11番 清沢正毅君

欠席議員(1名)

2番 中村賢郎君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

 村
 長
 中
 村
 武
 雄
 君
 教
 育
 長
 二
 茅
 方
 郎
 君

 会計管理者兼 総
 み
 課長
 上
 條
 な
 枝
 君

住 民 福 祉 課 健 康 づ く り 原 貞 子 君 建設環境課長 塩 原 康 視 君 担 当 課 長

産業振興課長 上條靖尚君 会計課長 林 さとみ 君

教育次長 清沢光寿君

事務局職員出席者

議会事務局長 高 山 義 教 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(清沢正毅君) 皆さん、おはようございます。

役場新庁舎が完成をし、新しい議場での初めての定例会になります。議会といたしまして も、新しい歴史の第一歩ということになると思います。

議席番号は変わっておりませんが、座っていただく場所は若干変更させていただきました。 皆さん、新しい議場の座り心地はいかがでしょうか。

また、議会といたしましても、心新たに私たちも議会活動に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、ただいまから平成30年朝日村議会6月定例会を開会いたします。

中村賢郎議員から本日の会議を欠席する届け出が提出されております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(清沢正毅君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(清沢正毅君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 北村直樹議員

8番 小林弘幸議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(清沢正毅君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの15日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 異議なしと認めます。

よって、議事日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(清沢正毅君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。 入札結果が別紙のとおり報告されております。

監査委員より、例月出納検査結果報告書が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長(清沢正毅君) 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました 請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

◎報告第1号から報告第4号まで及び議案第39号から議案第49号までの上程

○議長(清沢正毅君) この際、日程第5、報告第1号から日程第8、報告第4号まで及び日程第9、議案第39号から日程第19、議案第49号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長(清沢正毅君) 日程第20、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を 求めます。

中村村長。

[村長 中村武雄君登壇]

〇村長(中村武雄君) 本日ここに、平成30年朝日村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、去る4月30日の新役場庁舎の竣工式には、太田副知事を初め、国会議員の皆様、 松本広域関係の皆様及び関係する村民の皆様等、多数の方々のご参列を賜り、百年の計であ ります朝日村新役場庁舎のスタートにふさわしい竣工式が挙行できましたことに心から感謝 を申し上げます。

これによりまして、連休明けの5月7日の月曜日から新庁舎で執務を開始いたしました。 今後は、一層質の高い村民サービスに努め、村民の皆さんに愛され、村民のよりどころとなる庁舎となるよう、職員一丸となって期待に応えてまいる所存でございます。この継続こそがまさに新庁舎に魂入れとなり、百年の計へと進むものと捉えております。

そこで、本日は新役場庁舎での初議会であり、議場としてのこけら落としとしてでございます。議員の皆様からもご認識とあわせて、公人の村民に評価される議会となるよう努めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、この際、当面しております懸案事項等について若干申し上げます。

まず初めに、朝日村開村130周年記念事業についてでございます。

前回の3月定例会で申し上げておりますが、当村は明治22年の市制町村制が施行された際、

朝日村として開村し、本年は130年の節目となります。これによりまして、新役場庁舎の竣工も開村130周年と整合をし、記念式典につきましては秋に実施すると申し上げております。

このうち、既に報道されておりますが、記念事業の推進企画委員会で、ロゴマーク及びキャッチフレーズを公募したところ、ロゴマークは77点、キャッチフレーズは218点の応募がありました。応募作品を委員会で選考した結果、ロゴマークは130年と村花のカタクリを組み合わせた愛知県の梅村元彦さんの作品に決定をし、キャッチフレーズは東京都練馬区の本郷 修さんの作品、「130年のときを未来へ、朝日村」の作品に決定をいたしました。それぞれ採用したところでございます。本年度は、ロゴマーク及びキャッチフレーズを積極的に活用すべく、各団体等にご協力をお願いいたしますが、議員の皆さんもご理解とご協力に期待をするところでございます。

そこで、開村130周年記念式典では、来る10月20日の土曜日と21日の日曜日を予定しております。この両日は、文化祭及び社会福祉大会を例年より前倒しをし、あわせて、商工会主催による朝日村大博覧会を歩調を合わせて実施するとしております。また、前日の10月19日の金曜日には、全国朝日町村の町長、議長さん等にご列席をいただき、友好親善町村の調印式をとり行う予定としております。

この際、「130年のときを未来へ、朝日村」のキャッチフレーズが決定されましたので、 従来からのイベント以外の年間スケジュールについて若干申し上げます。

まず、7月22日、日曜日でございますが、小学生緑の少年団が中俣と樫俣の一部に記念植樹を実施いたします。当日は信州山の日でございまして、小学生には自分で植林をした木の成長に関心を持たれ、未来につながることを願うものでございます。

次に、現在、朝日美術館では上條俊介と肖像彫刻展を開催しておりまして、地元有名人の 肖像彫刻展示は初めてでございまして、一見の価値がありますので、皆様方、村民の皆さん のご鑑賞を願うところでございます。

また、7月7日の土曜日から8月26日の日曜日にかけまして、同じく美術館で、針尾出身の下田ひかり展を開催いたします。下田さんは現代美術家で、子供をモチーフにした作品を通して、現代社会に課題提起を試みているとのことでございます。

次に、8月1日、これは水曜日でございますが、この日には、愛知県の西尾市長及び議員が来村をしまして、災害時総合応援協定の締結を行います。これによりまして、海、海は西尾市でありますが、と山、山は当村でありますが、総合交流を初め、今後は友好親善市村につながるよう、お互いに理解を深めてまいる所存でございます。

次に、8月5日の日曜日には、鉢盛山登山マラソンを観光協会の事務局で実行委員会を立ち上げ、実行委員会主催により初めて開催をされます。マラソンコースは3コースとなっておりまして、まず1つに、山頂往復コースが約37キロメートルで、既に定員200人に達しております。2つ目に、スキー場までのプライムコースは往復10キロメートルでございます。現在、43人の申し入れがされております。3つ目に、役場庁舎周辺のファミリーコースにつきましては往復2キロで、6人の申し込みと聞いております。

現在、スキー場までのプライムコースと役場周辺のファミリーコースは参加申し込み受け付けを継続しておりますので、参加者にはロゴマーク入りのTシャツを用意しております。 開村130周年記念の思い出として、大勢の参加の期待をしているところでございます。

なお、当日は知事選挙の投票日と重複いたしますので、マラソンコース安全のため、ボランティア参加者を募集しておりまして、議員を初め、村民の皆さんのご協力を願うものでございます。

次に、9月21日、金曜日でございますが、NHKラジオ放送公開番組真打ち競演が公民館の体育館、アリーナでございますが、開催をされます。漫才、漫談、落語等、有名な方、いわゆる真打ちでございますから、有名な方の出演でございまして、入場料は無料で開催されますので、村民の皆さんには、田舎ではなかなか味わえないプロの競演に秋の夜のひとときを楽しんでいただきたいと存じます。

次に、11月10日、土曜日でございますが、この日には県民芸術祭の一環といたしまして、 小学校の体育館で松本交響楽団の演奏会が行われます。小・中学生を初め、村民の皆さんに は、午後のひとときを演奏を聞きながら、菊薫る晩秋のひとときをお楽しみいただきたいと 存じます。

以上、開村130周年並びに新役場庁舎竣工記念の押しの各イベント等を申し上げましたが、 従来から実施しております各種イベントも、本年は開村130周年を冠とし、「130年のときを 未来へ、朝日村」のキャッチフレーズに見合う村民意識の高揚が図れ、村民の皆さんの心に 残る記念の年になればと捉えております。

次に、役場庁舎併設のミニスーパーの出店についてでございます。

本年3月の定例会におきまして、一般質問で庁舎の併設する店舗につきまして、テナント 業者及び進捗状況についての質問で、マックスバリュー長野株式会社とミニスーパーの出店 について、決定に向け、最終交渉中であることを申し上げております。しかしながら、最終 段階に入りまして、交渉が進まない状況が続きました。本来は役場庁舎竣工と同時に開店を 目指しましたが、昨年、マックスバリュー長野株式会社の社長さんが異動したことによりま して、現社長さんは大きくトーンダウンし、営業担当者と話が進まなくなってしまいました。

当初は、朝日村のミニスーパーを全国のモデルとして取り組みたいと、前社長が申しておりましたので、信頼をしていたところでございます。ところが、本年に入りまして、現社長と懇談をする中で、仮契約、または意思表示をされる文書の交換には至りませんでした。このような経過から、マックスバリュー株式会社出店につきましては断念をすることといたしました。

そこで、公募締め切り後に応募がありました株式会社ファミリーマートと話し合いをした 結果、出店したい旨の意思表示がありました。株式会社ファミリーマートでは、出店に際し まして、具体的に村民が松本諏訪地域で事業展開をしているウエムラさんに任せて営業する としておりまして、現在、8月オープンに向け、取り組み中でございます。

なお、ファミリーマートでは、地場産の野菜も扱ってまいりたいというご意見でございます。

次に、公共施設の電気料金の削減についてでございます。

ご案内のとおり、平成28年4月から、電力の小売りにつきまして自由化となっております。 このことは、電気料金削減のため、高圧施設の電気を新電力業者から購入するものでござい ます。新電力事業者と村が直接契約をすることはリスクも心配でございますので、このたび、 エネルギーサービスプロバイダーESP事業者を介しまして契約をするものでございます。

この方法は、ESP、いわゆるエネルギーサービスプロバイダー業者が複数の電力事業者 と単価交渉を行いまして、安価、安い価格の電力事業者を仲介するものでございまして、削 減額に応じて手数料を支払うものでございます。

村の高圧電力は、現在、中央公民館、グラウンド、美術館、マルチメディアセンター、保育園、小学校、ピュアラインあさひで使われておりまして、契約事業者はESP、いわゆるエネルギーサービスプロバイダー事業者で、株式会社エネリンクとなっております。

これによりまして、村内7施設で年間約270万円の削減が見込まれておりますが、本年は、 この当議会議決後の7月からを予定しておりますので、本議会で補正予算をお願いしている ところでございます。

なお、県内では、29団体が当村の契約予定事業者と契約がされております。

次に、特殊詐欺被害防止対策についてでございます。

近年、高齢者を狙います振り込み詐欺等特殊詐欺事件は、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、

還付請求詐欺、融資保証詐欺やギャンブル被害詐欺等、巧妙な手口になってきております。 当村においても、本年に入りまして2件の事件が確認をされ、多額の被害が発生をいたして おります。このように、特殊詐欺被害は連日のように報道をされ、国を挙げた対応がされて おりますが、撃退状況にならないのが現在の社会環境でございます。

そこで、既に報道がされておりますが、当村では、塩尻警察署の協力を得ながら、被害防止のため、通話録音装置を高齢者宅に無償で貸し出し、被害を未然に防ぐ対応をしてまいる所存でございます。

次に、県営中山間地域総合整備事業についてでございます。

昨年、3月議会で、未整備地域の農地につきまして、構造改善、いわゆる圃場整備を行い、 近代農業用地とする方針を打ち出しまして、機会あるごとに状況について申し上げてまいり ました。そこで、事業化への取り組みにつきまして、御馬越、御道開渡、北村の3工区を県 営中山間地域総合整備事業で実施する計画申請が、去る4月4日付で補助金対象の事業とし て認可をされました。これによりまして、本年度は3工区につきまして、地権者の皆さんと 協議しながら、現況測量等、事業及び事務を進めてまいる所存でございます。

次に、明るい話題についてでございます。

まず1点目は、朝日鎖川河川愛護会の全国表彰受賞についてでございます。

既に報道をされておりますが、去る5月30日水曜日に、公益社団法人日本河川協会の総会におきまして、会長名で平成30年河川功労者表彰を受賞いたしました。表彰内容につきましては、河川愛護会の発足以来、鎖川河川敷のニセアカシア、柳等の伐採を初め、ごみ拾いと年2回にわたり、河川の整備や行政、PTAと連携し、釣り大会、ヤマメつかみ取り大会を実施し、河川に親しむ機会をつくるなど、河川愛護活動に貢献したことが認められ、全国表彰を受賞されました。

鎖川河川愛護会はボランティア団体で、平成21年に発足をし、現在に至っておりますが、 平成26年には、県河川協会長を受賞し、平成28年には、しおじり・あさひ環境大賞の最優秀 賞を受賞しておりまして、なおかつ平成29年には、信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会長表 彰も受賞いたしております。今回の全国表彰につながったものと心からお喜びを申し上げる ものでございます。

発足以来10年の節目に全国表彰という栄誉ある受賞をいただきましたのは、会員の皆様を 初め、作業にご協力いただいております議員の皆さん、村民の皆さんに改めて敬意と感謝を 申し上げるところでございます。 この取り組みが始まって以来、堤防道路のポイ捨ても減少しました。まさに環境改善につながっておりまして、ありがたいことでございます。この活動は地道ではありますが、この機会に会員、または協力者がふえ、長く継続されることを願うものでございます。

次に、2点目につきましては、朝日小学校が全日本学校関係緑化コンクールで、公益財団 法人全国緑化推進機構理事長賞の受賞についてでございます。

去る3月、平成29年度の全日本学校関係緑化コンクールの審査で、朝日小学校が表彰校に 選定をされました。これによりまして、来る6月10日の日曜日でございますが、福島県で開催されます第69回全国植樹祭において、学校林等活動の小学校の部で全国表彰を受賞することになりました。表彰該当の内容につきましては、平成16年より里山体験活動をスタートいたしました。現在まで、毎年、個人の所有山林で植林の地ごしらえを初め、植林、下草刈り等の体験を通じまして、山林の機能や人とのかかわり等を学習していることが認められたとお聞きをいたしております。

今後とも、小学生を初め、若い人たちが山林とのかかわりを認識しまして、山林に目を向けていただくことを願うものでございます。また、来年度から施行されます森林環境譲与税の有効活用を含め、山林が保養確保の場となり、木材の循環型社会に進み、山林から林業と言われる社会になること期待するものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日、提案いたしました議案は、報告4件、専決5件、条例2件、予算4件の計15件でございます。

まず初めに、報告第1号から第3号につきましては、平成29年度朝日村一般会計、簡易水道特別会計並びに下水道特別会計につきまして、それぞれ平成30年度に繰り越しました繰越明許費を定めにより報告するものでございます。

次に、報告第4号につきましては、平成29年度朝日村土地開発公社の経営状況の説明でございます。

次に、議案第39号から43号までは専決処分でございます。

まず初めに、議案第39号 朝日村税条例の改正及び議案第40号 朝日村国民健康保険税条例の改正につきましては、3月末の国の地方税法の改正等に伴いまして、村条例をそれぞれ 改正したものでございます。

次に、議案第41号 平成29年度一般会計補正予算 (第6号) につきましては、3月定例会 後に確定をしました地方交付税や事業などを精査し、予算総額を48億6,335万円としたもの でございます。

次に、議案第42号 平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、 事業を最終精査し、平成30年度から始まります制度改正に備えて、財政調整基金へ1,000万 円を積み立てるものでございます。

次に、議案第43号 平成29年度後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、予算の組み替えでございます。

次に、議案第44号 朝日村庁舎村民交流ホール等使用条例の制定につきましては、新庁舎の村民交流ホール等を村民相互の交流の場として提供し、村民福祉の向上を図るため、新たに条例を定めるものでございます。

次に、議案第45号 朝日村福祉医療給付金条例の制定につきましては、子育て支援拡充の ため、県内各自治体の福祉医療制度が改正されるに当たり、従来、要綱により運営しており ましたが、新たに条例とするものでございます。

次に、議案第46号 平成30年度一般会計補正予算(第1号)につきましては、1,837万円 を追加しまして、予算総額を28億7,557万円とするものでございます。

歳入の主なものは、諸収入が560万円、繰越金が474万円、県支出金が419万円、財産収入 が200万円、寄附金130万円等でございます。

歳出の主なものは、中山間総合整備事業に係ります測量業務に270万円、元気づくり支援金で実施をいたします村産カラマツのPR用家具制作に195万円、消防団の安全靴の購入費に148万円、宝くじ助成事業で行います入二区のコミュニティ助成事業に110万円、役場庁舎から公民館までの道路改良事業の設計監理委託に100万円、そのほか人事異動等に伴う人件費の組み替えでございます。

次に、議案第47号から第49号までは特別会計の補正予算でございます。介護保険特別会計 につきましては人件費の組み替え、簡易水道特別会計につきましては、大尾沢配水池の導水 管布設土地の測量業務に405万円、下水道特別会計につきましては、マンホールポンプの修 繕料164万円が主な内容でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及 び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ ます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長(清沢正毅君) 日程第21、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いた します。

休憩 午前 9時37分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 3時58分

○議長(清沢正毅君) それでは、これより本会議を再開いたします。

報告第1号から報告第4号までの4件につきましては、議決案件ではありませんので、報告を受けたこととし、処理いたします。

◎散会の宣告

○議長(清沢正毅君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時58分

平成30年朝日村議会6月定例会 第2日

議 事 日 程(第2号)

平成30年6月15日(金)午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員(9名)

1番 髙 橋 廣 美 君 3番 上 條 俊 策 君

5番 齊 藤 勝 則 君 6番 上 條 昭 三 君

7番 北村直樹君 8番 小林弘幸君

9番 塩 原 智惠美 君 10番 林 邦 宏 君

11番 清沢正毅君

欠席議員(1名)

2番 中村賢郎君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 中村武雄君 教育長 二茅芳郎君

会計管理者兼 総務課長 上條晴彦君 住民福祉課長 上條文枝君

住民福祉課

健康づくり 原 貞子君 建設環境課長 塩原康視君 担当課長

産業振興課長 上條 靖尚君 会計課長 林 さとみ 君

教育次長 清沢光寿君

事務局職員出席者

議会事務局長 高山義教君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(清沢正毅君) 皆さん、おはようございます。

初めに、中村賢郎議員から本日の会議を欠席する旨の届け出が提出されております。 ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(清沢正毅君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(清沢正毅君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 塩 原 智惠美 議員

10番 林 邦宏議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長(清沢正毅君) 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果調書が別紙のとおり報告されております。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長(清沢正毅君) 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおき願います。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長(清沢正毅君) それでは、最初に、5番、齊藤勝則議員。
齊藤議員。

[5番 齊藤勝則君登壇]

〇5番(齊藤勝則君) 5番、齊藤勝則でございます。

私はこれから3問の質問を出していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 まず最初に、1番目といたしまして、村の健康診断、人間ドックの充実と健康村事業の大 切さについてを議題にいたします。

昨年暮れより、私ごとですが、半年余り肺の病を患いまして、2度ほどこの議会を欠席するようなことになりまして、非常に行政の皆さん初め議会の皆さんにはその点でお世話になりました。本当にありがとうございました。

私はそんなふうで、村が毎年行っている健康診断のおかげで、今回、今があると本当に感謝しているわけであります。そこで、私は村で診断をやっていただいた医師の経験の深さ、その異常をいち早く私のうちまで連絡していただいた村の担当課職員の皆さん初め多くのほかの職員の皆さんにお世話になりましたこと、本当に私、心からありがたく思っております。感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

これからは私自身も健康に注意をして頑張っていきたいなと、このように思っております。 そして、健康についてさらに行政の方にお聞きしたいと思いますので、3つほど質問をいた します。 健康村事業は歴史もあり、高齢化社会を迎える中、これからどんなことを中心に進めていきますか。過去に脳卒中の大きな成果を上げたことを私は何度か聞いております。信大の釘本先生のもとでしっかりと指導をいただいて、脳卒中が大分減ったというようなことがありまして、非常に健康村事業というのは大きな成果をもたらすなということで、その点を1番目にお聞きしたいと思います。

2番目といたしまして、健診することにより、今、私もあるとおり、生きることもでき、 寿命延伸にもつながります。いかに受診率を高めるかの施策をお聞きしたいと思います。そ ういうことによって私のように、病気なんていうのは関係ないなと思っていた人間が早期の 発見をしていただいたということで、非常にそういうことでは大事なことじゃないかなと思 うわけであります。 2番目がそういうことです。

それから、3番目が、今、村の健診も補助をいただいておりますが、予算的にも大変だと 思いますが、さらなるお力をお願いしたいと思います。健康体により医療費の減少にも将来 つながると思います。また、人間ドックについても今かなりの方も利用しているんじゃない かと思いますが、そこら辺の現況もちょっとお聞きしたいなということで、3間の質問をま ず最初にしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

[住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇]

〇住民福祉課健康づくり担当課長(原 貞子君) 住民福祉課健康づくり担当課長の原でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、齊藤議員のご質問の村の健康診断、人間ドックの充実と健康村事業の大切さに ついてお答えを申し上げます。

1つ目の質問の健康村事業は、高齢化社会を迎える中、これからどのようなことを中心に 進めていくかということについてでございますが、昨年まで進めていましたアポプレキシー 対策事業にかわり、本年より生涯現役の体づくり事業を5年ごとの見直しで10年間進めてま いります。この事業は毎年全体のテーマを決め、さらに年齢別に重点課題を設け取り組んで まいります。

ことしの全体のテーマは、特定健診とがん検診の受診率の向上に力を入れてまいります。 健診を受けることにより、脳血管や心疾患など生活習慣病が重症化した病気の早期発見、早期治療、早期対応につながります。 当村の特定健診の受診率は、数字が確定しています平成28年度で49.2%とまだまだ低い状況です。多くの方が健診を受けていただき、重症化しないように取り組んでまいります。

また、糖尿病が重症化して透析や血管疾患を起こすことが全国的にも問題視されておりますので、血糖値だけでなく腎臓の機能を見る数字の評価も行い、数値が高い方には積極的にかかわってまいります。

さらに、年代別の取り組みとしまして、昨年度実施しました健康づくりのための生活実態調査から、若者の健康意識、例えば食塩摂取への意識や朝食摂取状況などがほかの年代に比べまして大変低いということがわかりました。若者を対象にした啓発等も実施していきます。そして、引き続き地区訪問も行います。保健師、管理栄養士が地区に出向き、お話をすることで、村民の皆さんがより自分の健康を考えていただけるきっかけになると思っております。また、高齢者の健康、介護に関する相談などもお聞きして、関係部署につなぎ、必要に応じて定期的にかかわるようにしていきます。さらに、地区長さんにご協力をいただきながら、健康出前を積極的に行っていきます。

現在進めています健康づくり事業は、毎年開催しています健康村推進協議会にてご意見を いただきながら進めております。この事業に関しましてもご意見をいただき、計画に反映さ せ、村民の皆さんが生涯現役で健康に暮らしていただけるように進めてまいります。

次に、2番目のご質問の受診率を高めるための施策についてでございますが、特定健診は 昨年度受診勧奨事業として電話での受診勧奨を行いました。日数は13日間、525人を対象に 実施をしてまいりました。それにより、今まで健診を受けなかった方が受診へとつながるな ど効果がありました。また、各地区より選出されました保健補導員の皆さんから、健診調査 票の配布、回収のときにお声がけなどのご協力をいただき、受診率向上にもつながっており ます。

今年度につきましては、昨年に引き続き電話での受診勧奨と地区訪問での受診勧奨に力を 入れてまいります。

がん検診は、二十歳の子宮、40歳の乳房、そして30歳の集団でのがん検診を無料にしております。さらに本年度から40歳、50歳のがん検診料金を無料にして、検診受診のきっかけになるように進めております。

さらに、役場新庁舎への移転に伴い窓口が一本化され、健康づくり担当が窓口に見える方に直接話をする機会がふえました。この機会を利用しまして、特定健診、がん検診の呼びかけや受診勧奨のパンフレットをお渡しして受診勧奨を行ってまいります。

そして、齊藤議員のご質問の中の、病気が早く見つかり治療につながったことは健診を受けたからであるという実体験でございます。このお話を多くの方に伝えていただくことが何よりの受診勧奨につながることと思います。担当の受診勧奨にぜひお力添えをいただければと思っております。

3番目のご質問の健診及び人間ドックへの補助の充実についてでございますが、先ほども申し上げましたが、健診受診のきっかけとなるよう、無料のがん検診対象者を拡大しております。特定健診につきましては、昨年より自己負担額を1,600円からワンコインの500円で受診していただけるようになりました。また、人間ドックは、国保の方は昨年から、後期高齢者の方はことしから補助を増額しております。検査料5万円未満の方は2万5,000円、5万円以上の方は4万円の補助を行っております。料金の面でも大変受診しやすい状況になっております。今後も機会あるごとに広報や回覧板等で周知をしてまいります。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 原課長、すみません、マイクに入りにくいようですから、マイクに向かって真っすぐ近づけてお話をいただきたいということですので、よろしくお願いします。

齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

[5番 齊藤勝則君登壇]

〇5番(齊藤勝則君) ただいま原課長のほうから詳しく丁寧にご説明をいただきました。

こういう中で、村でも今やっていますことですけれども、かたくりの里でやっている活動の仕方とか、いろいろが本当に献身的に取り組んでいただいている。私は高齢者の方があそこへ行って本当に健康で楽しくやっているということは長生きのもとになるなと思って、非常にそういう意味でも評価しているところでございます。

村の健康に対するこれからの推進にぜひ力を入れてやっていっていただきたいことを申し 上げまして、私はこの1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長(清沢正毅君) 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。 齊藤議員。

[5番 齊藤勝則君登壇]

○5番(齊藤勝則君) 2番目の質問でございます。

前問でも私書きましたが、行政の皆さん、また議会の皆さんに本当にお世話になりまして ありがとうございました。私はこの間、5カ月近く議会からちょっと離れなければいけない ことがありまして、そういう意味で、村の事業からちょっと遠ざかっている中、感じたこと を思いましたので、ちょっと書きたいと思います。

それは、庁舎内の立派な、この4月30日に竣工式が終わったわけですが、その中の庁舎内の商業施設等でのことでありますが、また、この以前にもアグリビジネスセンターとかゲストハウス、その他の事業について同じことがちょっと言えると思いますが、事業内容が余りはっきりそしゃくされていない中、進められているような気がしてなりませんでした。議会は二元代表制であり、チェック機能と予算議決をしなければならない責任を負っているわけでございます。

そこでお聞きしたいわけでございますが、私は最初、てっきりビックがこの商業施設に入ってくるなと思っていたわけでございますが、竣工式のときも中が開かず、ちょっと違和感を感じたわけでございます。私も当初より、この庁舎には新しいそういう商業施設が入って、庁舎とともに活性化することを願っていた一人でありますので、ちょっとびっくりしたわけでございます。

そうした中、一部の人たちからビックは来ないんじゃないかなとか、別の業者が入るのではないかなという話が漏れ聞こえてまいりました。その点についても質問したいわけですが、この庁舎というのは、百年の計でもあるこの事業、議員の一人でもある私が村民から実はちょっと尋ねられたことがあったわけです。ここはどうなるのだろうかということで、しっかり答えることができなかったわけでございます。

私は今までも是々非々の立場でいろいろな事業に対応してまいりましたけれども、この点についてちょっと今回は質問をしたいと思います。

なぜ、例えばこういうような状況になったときに、その都度進捗状況を私たち議会や村民 に公開していただけなかったのか。また、一部の人からこういうことになりそうだというよ うな情報を漏れ聞いたわけでございますけれども、私としては、聞かれてもちょっとはっき りしたことが答えられなかった、こういうつらさがあったわけであります。1番目の質問は そういうことでございます。

また、2番目としましては、新しい業者が最近になって入るというようなことも聞きましたけれども、その内容と条件はどうであったのか、その状況をぜひ議会のほうにも、先ほども言いましたとおり、二元代表制で予算の議決もしなければいけない、またチェック機能も持たなければいけないという点から、ぜひその点での今の状況、新しい状況も説明していただけたらありがたい、こういうふうに思っております。

そういう中で、例えば、今施設は周りはできている、いわゆる箱はできているわけでございますけれども、新しい業者が入る場合に、中身の利用する上でどのように、改修しなければいけないようなところも出てくるんじゃないかと私は心配しているわけでございます。その点について、もしわかることを教えていただくことができれば、ぜひ教えていただきたいと、こんなふうに思います。

先ほど申し上げましたが、そのほかにも私、アグリビジネスセンター、これは私が入院する前でしたけれども、まだまだ私もしっかりそしゃくされていない中、いよいよ事業が具体的に進んでいるわけでございます。私は事業を進める上では、まず最初に計画があり、予算をきちんと立てて、それからみんなに伺っていくというような感じが大事だと思うんですけれども、ちょっとまだそしゃくされていない中で進められているという気がしてなりませんでしたので、今回はそういうことで、ぜひ議会にも村民にもしっかりと周知していただく、こういうことをやっていただくことが私たちや行政の皆さんの信用を高めることになるんじゃないかと思いますので、ぜひお願いしたい、こういうことを質問をしたいと思います。

それから、最後に、私も党をしょっているわけでございますけれども、今、国では森友とか加計で、国民にある意味で、本当に全く国民の意思とは逆のようなことが進められていて、何かその点では、朝日村はそういうのではない、私はこの村は本当にいい村だと思いますので、そういうことのないようなすばらしい村であってほしいということをお願いしたいと、こういうように思います。

ここにもちょっと最後に書きましたけれども、これは明治憲法のときのあれですけれども、 広く会議を興し万機公論に決すべしということで、ぜひ議会の皆さん、そして村民の皆さん にもはっきりと周知していただくことをお願いします。その点についてご意見をちょっとお 聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、齊藤議員ご質問の新庁舎内に併設されている商業施設についてでございますけれども、最初に、その都度進捗状況を公開していただけないのかということでございますけれども、この進捗状況につきましては、本年3月定例会の髙橋議員の一般質問で、これまでの経過と現状についてお答えをさせていただいております。

この新庁舎への店舗の設置につきましては、第5次総合計画策定のときのアンケート調査で村民の皆様から要望の多かった村内での買い物の便の向上、また、新庁舎への来庁者の利便性を高めることを目的として設置が進められました。

出店者の決定に当たりましては、まずはJA松本ハイランドに出店の意向確認を行い、出店の意向がないことを確認させていただいた後、平成28年1月に公募を行っております。その結果、期間中に応募がございました1社につきまして、同年2月にプレゼンテーションを実施しまして、審査の結果、県内でスーパーマーケットを主力として営業されておりますマックスバリュ長野株式会社を出店事業者として決定しております。

当時、出店事業者からは、コンビニ程度の品ぞろえに加え、ディスカウントの要素を加えたミニスーパーマーケットとしての店舗づくりを提案いただきまして、当村のミニスーパーを全国のモデルとして取り組みたいと申しておりましたので、信頼をし、協定書締結に向けて協議を進めてまいりましたが、本定例会の村長の提案説明でも申し上げてございますが、昨年夏以降、マックスバリュ長野株式会社の社長さんが異動したことにより大きくトーンダウンしまして、経営不振等を理由に出店計画の協議が進まなくなってきております。

主な項目につきましては、酒、たばこ、冷凍食品の販売は行わない、ATMは設置できない、運営は朝9時から夕方5時までとし、土休日は休みとするなどという経営内容の大幅な変更申し出によりまして、最終的に協定書の締結には至らず、このような経過から、マックスバリュ長野の出店につきましては断念することといたしました。

そこで、公募締め切り後に応募がございました株式会社ファミリーマートとの話し合いを した結果、正式に出店申込書が提出されました。また、株式会社ファミリーマートでは、出 店に際しまして、松本、諏訪地域で事業展開をしている植村さんとフランチャイズ契約を結 ぶこととしておりまして、現在8月オープンに向けて準備を進めているところでございます。 次に、ファミリーマートとの契約の内容と条件でございますけれども、これにつきまして は、現在協定書締結に向けて先方と内容を協議しているところでございまして、議会最終日 の全員協議会で議員の皆様に協議をさせていただきたいと思っております。

また、店舗棟の貸し付けにつきましては、健康センターの村民談話室と同様に、公共財産の無償貸し付けで行う予定でございまして、貸し付けの諸条件につきましても、協定書と同様に議会最終日の全員協議会でご協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(清沢正毅君) 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番(齊藤勝則君) 今、上條総務課長のほうから説明がありましたように、今度はファミリーマートが入るというようなことでございますが、箱ができている中で、これから大分、植村さんにしても努力してくれて決意したと思いますけれども、そういう中で、やはり使い勝手とかいろいろな点で難しい部分もあるかと思いますので、今度の全協の中でも、終わりのころのあれで話していただけるということですが、ぜひ、先ほども言ったように、酒、たばことかいろいろ村民の皆さんが多く利用するような面がなければ本当にちょっと大変だなと思います。

そういう意味で、多くの皆さんが利用していただける、そして庁舎にも来ていただける、 そういうことをできるような相乗効果のあるようなことをしなければいけないものですから、 ぜひ交渉する上できちんとそういう内容をお願いしてやっていただくように、そして、でき るだけ村としても、例えば業者が入ったらそれに対して支援するような形というのもつくっ ていかないと、予算はかかると思うんですけれども、結局できたはいいけれども余り利用し ないということになってしまうといけないものですから、そういうような点をぜひお願いし たいなと。

そして、この商業施設については、もう一つ、実は今まで中央公民館にもいろいろ行政の施設があったわけですが、今こちらへほとんどまとまってきて、実は朝日に入っていただいた森のこびとみたいなものも利用度が最近減っているというのを聞きます。これは私も前から言っているんですが、やっていただくからには、村民の皆さんも議会も行政も先頭を切って利用を高めてやっていくということが、本当に私はそういう人たちを育てるもとになると思いますので、ぜひ今度のこの新庁舎の商業施設についてはしっかりと検討していただいて、進めていってもらいたいと思います。

私も当初、一番最初にたしか、庁舎をやるならこういうものが入ったほうがいいというようなことで、新潟の長岡とか東京の町田ですとか、そういうやっている先進地を見てまいりまして、やはり行政の一翼を担っていただくというようなことを実際やっているところを見てきたわけでございます。

そういう意味で、本当に利用度の高いものにしていかないといけないということと、今回 一番言いたいのは、その都度、議会の皆さん初め村民にしっかりと周知することをお願いし たい、こういうことが私の2番目のあれで、ちょっと最近いろいろな事業を進める上で、そ しゃくできていない部分というのが多くなっているような気がしているものですから、ちょっとそこら辺については注文をつけながらぜひやっていっていただきたいなと、こんなことを述べて、それについてはないですね、お答え。そういう願いでお願いしたいなと、こういうふうに思うわけでございます。

これで、私の2番目の質問を終わらせていただきます。

○議長(清沢正毅君) 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。 齊藤議員。

[5番 齊藤勝則君登壇]

○5番(齊藤勝則君) 私も古見の出身の一議員として、やはり役場庁舎にかかわることでございますけれども、今、役場庁舎から古川寺のほうに向かって入り口が拡幅されて、あそこに信号機がついたということで、安全上の上でも交通量もふえるから安心だと思うわけでございますが、まだまだ今、道路行政があちこちでやらなければいけないことがいっぱいあるわけです。

中組バイパスを初め向陽台の道路、あるいはほかの農道の中の改修とかいっぱいあるわけでございますが、ぜひ、古見の出身の議員としまして、この中組バイパスや多くの、順番はどうか、ちょっとそこをお聞きしたいわけですけれども、古見の道路も地元地権者の問題もあると思いますが、大分最初のころに比べれば地権者の皆さんも理解がいただけるようになってきているんじゃないかと思いますが、ぜひ中組バイパスとか向陽台の道路が復帰した後の早目に古見の道路、これをやっていただかないと、もし万が一、今の状況でいいますと、急カーブとかいろいろあるものですから、交通量がふえて事故が起こるんじゃないかというような懸念もしているわけでございます。ぜひそこら辺を今後取り上げていただきたいわけですが、そこら辺についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

O議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長(塩原康視君) 建設環境課長の塩原です。

塩原建設環境課長。

齊藤勝則議員ご質問の3番目、道路行政についての項目についてお答えいたします。

初めに、古川寺入り口までの道路について、今後の計画はについてのご質問でございますが、古川寺入り口までの道路である県道新田松本線バイパスは、平成11年に地元上古見地区

住民の反対署名運動により中断してしまいました。本年3月村議会定例会の村長提案説明で申し上げておりますが、一昨年来から村長が松本建設事務所長と再三にわたり協議を重ね、ご案内のとおり新庁舎北側の東電道路交差点に信号機の設置ができました。現在は、新庁舎北の東電道路交差点から古見方面の県道新田松本線までの未整備区間の整備計画については、県では未定であります。

次に、中央公民館から新庁舎、どちらをどのように進めるかについてお答えいたします。 中央公民館から新庁舎までの道路は、現在村が道路改良事業を進めております。村道古見 57号線などの道路改良計画路線であります。この道路改良事業は、中央公民館、運動施設、 保育園、小学校など村の主要な公共施設エリアと役場新庁舎間の予想される交通量の大幅な 増加対策と、新田松本線バイパスとつなぐことによる利用面での向上に必要不可欠な改良事 業であります。

平成27年度に事業着手され、平成30年度末には事業進捗率が51.7%になる予定です。この 事業は社会資本整備総合交付金事業により実施している事業であり、事業の進捗が国からの 交付金の配分状況により大きく左右されるものです。村としては、来年度の平成31年度末の 全線完成を目指し取り組んでいるところであります。

このような状況下、村道、県道を含めた道路整備は、地元調整及び県と連携しながら、村の財政状況を踏まえ進めてまいりますので、ご理解よろしくお願いいたします。 以上です。

○議長(清沢正毅君) 齊藤議員、再質問はございますか。
齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番(齊藤勝則君) 今、塩原課長のほうからも説明がありましたけれども、古見の道路については県としても未定だということであります。確かに以前のそういう問題がありましたので、なかなかそこら辺は難しいかと思うわけでございますけれども、今すぐというわけではないですけれども、ぜひ今後の計画の中で、あの時代とはまた変わってきておると思うわけです。新庁舎も現にできた中で、どうしてもこれはやっていかないといけないなと思っておりますので、今後ぜひ力を入れて、順番というのはあると思いますけれども、取り上げていっていただきたいと思います。

また、中央公民館から新庁舎、あるいは保育園から新庁舎に向かっての道路というのも本当に重要な道路でありますし、これは目標としまして、平成31年のうちにはどうにかこれを

100%にしていきたいというような感じで今課長のほうからもありましたが、これも本当に必要不可欠な急ぐ道路じゃないかなと思います。

ただ、村の道路行政、小さい、大きいを見ていきますと、いっぱいそのほかにもやらなければいけない向陽台の道路とか、もともとある長坂とか、あるいは私が見た感じでは大石のほうですかね、針尾に向かう間のあの細い道路とか、いろいろまだまだいっぱい道路でやらなければいけないところはあるし、また、農道についても、古見の農道も私、目の当たりに見て、今度実際にしたところが、いろいろな事業を利用してやっていただくようになったわけでございますが、たくさんあります。予算もかかると思います。じっくりと相談して予算を見つめた上で、この事業を段階的にしっかりと進めていっていただけると、こんなふうに思います。

私は古見の出身の議員としまして、今から先のことではございますけれども、この庁舎への道路、それから中央公民館からの道路、できるだけ早く実現していただくよう、私たち議員も努力いたしますので、行政としてもぜひ力を入れてやっていってもらいたい、こういうことを述べまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(清沢正毅君) これで齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

〇議長(清沢正毅君) 次に、6番、上條昭三議員。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番(上條昭三君) 6番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

まず1問目の質問でございます。地震対策について。

先月、5月25日には下水内郡栄村を震源とする震度5強を観測した地震がありました。民家や店舗で物が落ちるなどの被害や、また、地震のひび割れで田んぼの水が抜けるなどの被害も出ております。栄村では7年前の東日本大震災翌日の2011年3月12日に、震度6強の長野県北部地震で大きな被害を受けております。

また、先月、5月12日にも長野県北部を震源とした地震があり、長野、大町、小川村で震度5弱を観測いたしました。この地震は2014年11月に長野県北部で震度6弱を観測した地震との関連について、解析は十分ではないが、余震の活動域の中で発生したと思われるとされました。

以上申し上げました北部の地震により、震度は弱いのですが、5月8日には朝日村を震源とする地震があり、小野沢で震度1の地震を2回観測しました。1回はどんと突き上げるような感じで震度1より強く感じられました。5月だけ見ても身近に何件かの地震が観測されていますが、より強い地震が起きた場合の対策が急務となっております。

最大震度7を観測した2016年の熊本地震の被災地で古いブロック塀の倒壊が相次いで起こりました。道路に面したブロック塀は、地震により倒壊しますと人的被害が拡大します。特に通学路に面した道路での被害は起きないようにする必要があります。

朝日村にも道路に面したブロック塀があります。通学路に面したものもあります。そこで、 道路に面したブロック塀は解体して、かわりに生垣を設置することを奨励し、補助金を出し て危険なブロック塀は減らしてはいかがでしょうか。

次に、昨年9月に提案しました防災士の活用についてですが、防災士は阪神淡路大震災を きっかけにできた資格で、朝日村にも防災士が何人かいるようでございますが、ことしの9 月の防災訓練から防災士を活用されてはいかがでしょうか。

以上が1問目の質問でございます。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、上條議員ご質問の地震対策についてでございますけれども、最初に、ブロック塀の撤去、生垣転換への助成についてお答えをさせていただきます。

上條議員がおっしゃられますよう、5月から当地域においても地震が頻発に発生いたしま して、5月12日には県北部を震源とする最大震度5弱の地震が起きたばかりでございます。

こうした中、通学中の児童は、歩道がない場所では道路と民家のブロック塀の間を通学しておりまして、強い地震によっては古いブロック塀が倒壊し、通学途中の子供が巻き込まれることも想定されるところでございます。こうしたことから、近隣の自治体でもまちづくり緑化とあわせ、通学路の古いブロック塀を生垣にする助成制度を設けている状況でございま

す。

当村におきましては、都市部に比べては道路に面しているブロック塀は少ないと思いますけれども、古いブロック塀がどのような状況か確認しまして、通学する子供の安心・安全を確保するため、助成制度につきましては検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、防災士についてでございますけれども、昨年9月定例会の一般質問で上條議員のご 質問にお答えをさせていただいております。

防災士は日本防災士法による民間の資格でございまして、阪神淡路大震災後、地域で防災 対策を講じる際、専門的な知識、技術を身につけたリーダーとなる防災人材を育成する構想 が生まれて、防災士の養成と普及の活動が始まったものでございます。資格は日本防災士機 構が認証する研修の受講、消防署や日本赤十字社等が実施する救急救命講習の受講、日本防 災士機構が実施する防災士資格取得試験の合格が必要で、現在、当村で該当する認定者は4 名となっております。

防災士の防災訓練への参加につきましては、今月末に区長、消防団幹部と、本年9月2日 日曜日に実施します地震総合防災訓練の事前打ち合わせ会議を開催する予定でございますの で、防災士の皆さんの訓練参加につきまして、どういった形でかかわっていただくことがよ いのか相談させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

O議長(清沢正毅君) 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

[6番 上條昭三君登壇]

○6番(上條昭三君) ブロック塀の危険性を理解していただいて、検討していただけるということでございますので、前向きに検討をお願いします。

それから、防災士については、きょう新聞を読んでいましたら、どことかの村だったか町だったかちょっとはっきり覚えていないんですが、やはり防災士を利用していこうという記事が載っておりましたので、朝日村でもぜひ活用していただけるようお願いいたします。

以上をもちまして1問目の質問を終わります。

○議長(清沢正毅君) 上條昭三議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。 上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番(上條昭三君) それでは、2問目の質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊の活用についてでございます。

いよいよ以前から期待されていましたヤマメの養殖に携わる協力隊員が着任するようでございます。ヤマメが朝日村の特産品となることを期待いたします。

次に、現在募集中の地域おこし協力隊についてお聞きします。婚活応援事業の運営を主たる業務とする協力隊員を募集しているようでございますが、婚活応援事業は朝日村にとって 重要な事業だと思います。地域おこし協力隊員に具体的にどのような活動をしていただく計画なのか、また、応募の状況なども教えてください。

以上が2問目の質問でございます。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、上條議員ご質問の地域おこし協力隊の活用についてでございますけれども、まず初めに、ヤマメの養殖にかかわる地域おこし協力隊員でございますけれども、採用予定者につきましては、愛知県愛西市出身の山田喜孝さん、60歳でございまして、御馬越の空き施設である養魚場を利用しましてヤマメの養殖、販売を行い、村の特産産業として地域の活性化を図っていただくこととしております。山田さんは過去2年間にわたりまして下伊那郡根羽村の養魚場でヤマメの養殖経験がございまして、運営には期待をするものでございます。

現在、住居となる大石原の空き家の改修、賃貸借契約を整え、転入手続も済んでおりまして、最終的に御馬越の空き施設である養魚場の賃貸が整い次第、地域おこし協力隊員として 着任する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、婚活応援事業にかかわる地域おこし協力隊員の募集についてでございます。

これにつきましては、まち・ひと・しごと総合戦略の施策でございます。結婚、出産の希望をかなえる支援を実施するため、斬新な視点で婚活応援事業の運営に取り組んでいただける協力隊員を本年3月から1名募集しております。募集内容は、婚活応援事業の運営、イベントの企画など出会いの場の創出、婚活に関する情報収集と情報発信、移住・定住に関する活動をしていただくこととしております。

募集は現在、村のホームページと移住・定住支援機構JOINが運営する協力隊のホームページで募集しておりますが、応募は今のところない状況でございます。

協力隊員数は平成29年度、全国自治体で4,830人になっております。数年前は募集をすれ

ば数人の応募がございましたが、地域おこし協力隊のなり手も少なくなってきておりまして、 応募は全国的に伸び悩んでいる状況でございます。どの自治体も協力隊員の確保は難しくな っているようでございますけれども、引き続き募集を継続していきたいと考えておりますの で、よろしくお願いいたします。

○議長(清沢正毅君) 上條昭三議員、再質問はございますか。
上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番(上條昭三君) 婚活応援事業につきましては、ぜひ特化した協力隊員、この方が来ますとかなり実績が上がるのではないかと考えます。しあわせ信州・朝日でもイベントをやっていますが、片手間でやったのではなかなか実績が思うように上がっていきませんので、ぜひ特化した協力隊員の募集を今後も続けてやっていただきたいと、このように思います。以上をもちまして2問目の質問を終わります。

○議長(清沢正毅君) 上條昭三議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。 上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番(上條昭三君) それでは、3問目の質問をさせていただきます。

通学路に防犯カメラの設置をということでございます。

新潟市では女子児童の殺害事件という痛ましい事件が下校時に起きました。また、松本平周辺でも登下校時に児童の追い回しとか切りつけとか事件もあります。そのようなときに、近くに防犯カメラがあれば犯人が特定でき、次の事件を阻止できます。また、防犯カメラがあれば事件の抑止にも役立つと思います。そこで、児童の通学路の要所に防犯カメラの設置をお願いしたいと思います。

以上が3問目の質問でございます。

O議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。 中村村長。

[村長 中村武雄君登壇]

○村長(中村武雄君) 上條議員の3番目の通学路の防犯カメラについてでございますが、ご 指摘の児童の通学路の要所に防犯カメラの設置のこのご提言につきましては、去る5月31日 木曜日ですが、小学校3年生の児童が登校中に、古見の地籍で不審者に追いかけられた事件 が発生をしております。その後、安曇野市や松本市でも同様の事件が発生しておりまして、 当村では管轄の塩尻警察署の協力をいただき、保護者等を含めまして対応を図っているところでございます。幸いにも殺傷事件、誘拐事件につながらなかったことが何よりと思っております。

そこで、議員ご提言の通学路の防犯カメラの設置ということでございます。また、一方、 昨年の6月定例会で、北村議員から防犯に関する危機管理対策について、県道に防犯カメラ の設置を提案をされ、今後の課題として検討することと申し上げております。

現在、小学生の児童の登下校では、防犯ブザーを身につけさせ、非常の際に鳴らして近くの人に知らせる、また、ボランティアのコミュニティスクール活動の一環としまして見守り隊の活動並びに下校時には防災行政無線放送で村民への協力依頼及び平成9年取り組みました安心の家の委嘱につきましては、現在27の個人事業所でご協力をいただいているところでございます。しかも、例年4月には各地区長さんに防犯指導員として委嘱をし、犯罪を未然に防ぐ対応を図っているところでございます。

しかしながら、児童数の減少による単独登下校が余儀なくされておりまして、異常者は車等の飛び道具を持っておりますので、今般の事件が発生したものと捉えております。

これらを勘案しますと、当村の道路に防犯カメラが設置してあることが、異常者にそういったことがわかれば未然防止の効果につながると存じますので、昨年から県警へお願いしておりますが、県道には県で、村道の主要箇所には村が対応することについて、設置費、維持経費を、また塩尻警察署と協議をしながら検討してまいる必要があると捉えております。

なお、前回担当課長が申し上げておりますが、村内の公共施設及び消防団詰所には防犯カメラの設置をしてございます。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 上條昭三議員、再質問はございますか。
上條議員。

[6番 上條昭三君登壇]

○6番(上條昭三君) 防犯カメラの設置については検討していただけるということを聞きまして、安心いたしました。

以上で私の全質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(清沢正毅君) これで上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北村 直樹 君

〇議長(清沢正毅君) 次に、7番、北村直樹議員。

北村議員。

[7番 北村直樹君登壇]

○7番(北村直樹君) 7番、北村直樹でございます。

私は本日2つの項目について一般質問のほうをしたいと思います。

先ほど上條議員のほうとちょっと類似してしまいまして、さらに村長から答弁をいただい ておりますので、ちょっとある程度方向性のほうは十分承知をいたしましたが、これを踏ま えて、通学路、確かに必要だと思いますが、その他の部分で少しお伝えをさせていただきな がら、1つ目の質問をさせていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

公共施設及び村道に防犯カメラ設置の必要性についてということでございます。

この質問は、1年前の6月定例議会において私が一般質問をさせていただいた内容のその後についてお聞きしていくものでございます。1年経過した今、現在どのような状況であるかを伺うと同時に、今後の犯罪対策、また犯罪抑止力に必要でないかと改めて問うものになります。

昨年、村の防犯カメラの設置状況を伺ったところ、村内では公共施設、役場の事務室に合計4台の防犯カメラ、中央公民館の事務室とロビーに各1台ずつ、各種施設、小学校、保育園、美術館等の事務室に各1台ずつ設置していると伺っております。

一方の村道に対しては特に触れておらず、隣接する地域においての国道、県道については警察庁のNシステムと呼ばれる防犯カメラを設置している。当村でも防犯カメラの必要性については犯罪の抑止力の面でも重要である。そこで、村道に対し、塩尻警察署に防犯カメラ設置の打診をいたしましたが、具体的な回答は得られなかった。設置要望は今後も続けていきたいと答弁をいただきました。

そこでお尋ねいたします。先ほどの質問と重複いたしますので、既に回答いただいている ところは回答のほうは結構でございます。

それでは質問。防犯カメラ、Nシステムカメラの設置について、警察署への要望はその後 どのような状況であるか。

2つ目、公共施設及び村道に、昨年から今日にかけて防犯カメラの設置状況に変化はある

のかどうか。

3つ目、防犯カメラの必要性、今後の対応について、村としての考えをお聞かせください。 次に、教育長にお尋ねいたします。

昨年の一般質問から、学校教育現場における防犯カメラの設置は、現在事務所内に1台の みの配置であると伺っております。私としては、教育現場において防犯カメラが1台、しか も事務所内といった現状にとても不安を覚えます。確かに事務所内にはパソコンや機密情報 資料等があり、防犯カメラが必要であることは十分認識しております。しかし、犯罪が発生 しそうな場所、人目につきにくい場所等や不審者が出没しそうな場所に何かしらの対策がな いというのは、果たして本当に安全な教育現場と言えるのでしょうか。昨今の犯罪事情から 見ても、私としては今のうちに何かしらの対策、予防策、抑止力を高めていく必要があるの ではないかと考えております。

以上の点により、次の質問をいたします。

現状における教育現場の防犯カメラの設置状況で安全面は確保されているのか。

学校教育現場の犯罪、不審者への対策、予防策、抑止力について、教育現場としての対応、 または今後どのようにお考えであられますでしょうか。

3つ目、犯罪が発生しやすい時間帯、深夜等の学校内外の巡回は行っているのかどうか。 以上3点をお尋ねいたします。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、北村議員の公共施設及び村道に防犯カメ ラ設置の必要性ということでお答えをさせていただきます。

最初に、私のほうからNシステム、それと公共施設の状況、それと村としての考えという 部分につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、警察庁が設置しておりますNシステムと呼ばれる自動車ナンバーの読み取り装置 についてでございますけれども、Nシステムは全国に1,700カ所以上設置されておりまして、 犯罪捜査のために運転者の顔やナンバーを撮影しまして、盗難車両や警察が手配している車 両が通過した場合は、付近の警察署などに通報が行くシステムでございます。

これにつきましては、犯罪の抑止に一定の効果があるのではないかと捉えておりまして、 塩尻警察署へ要望させていただいております。この状況につきまして確認をさせていただき ましたところ、塩尻警察署では長野県警本部に当村の要望があることを伝えていただいておりますけれども、設置には予算のほか犯罪の発生状況を考慮して設置をしているという状況でございまして、当村のように犯罪の発生数が低い場所への設置は難しいようでございます。次に、公共施設、それと村道に、昨年からことしにかけて防犯カメラの設置状況に変化はあるかというご質問でございますけれども、村の公共施設の防犯カメラにつきましては、旧役場庁舎に4台、中央公民館の事務室とロビーにそれぞれ1台、朝日小学校、子育て支援センター、あさひ保育園、朝日美術館、朝日村健康センター、AYTマルチメディアセンター、ピュアラインあさひの事務所に各1台の計13台がございます。それと、村内5カ所の消防団 詰所の外にそれぞれ1台を設置しておりまして、合わせて18カ所は昨年と同様になっております。

このほか、新庁舎の竣工に伴いまして、新庁舎の内部に9カ所、駐車場出入り口など庁舎の外部に7カ所の計16台が新しく追加になっておりますけれども、道路への設置は今のところございません。

次に、カメラの必要性、今後の対応について、村としての考え方ということでございます けれども、これにつきましては、先ほど上條昭三議員のご質問で中村村長がお答えしました とおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〇議長(清沢正毅君) 二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長(二茅芳郎君) 子供の安全に対しましてご配慮いただき感謝申し上げます。

それでは、お答えします。

まず最初の無人になる時間帯は、議員おっしゃるとおり職員室に機械警備と防犯カメラで 対応している状況でございます。子供の安全を守るという観点で考えますと、現状では不十 分であると考えますし、先ほど村長がお答えしましたとおり、通常は犯罪が起こった後、カ メラの画像で犯人を特定するというような状況がございます。この点から考えますと、防犯 カメラがあれば今後確実に守るということは難しいなと感じているところでございます。先 ほどのお話のように、抑止力、または防犯の効果にはなると考えております。

次に、学校現場への犯罪、不審者への対応等でございますが、保育園では毎月、小学校では年間複数回避難訓練を実施しています。それと、年1回の集団下校訓練、それから保小が連携した保護者の引き渡し訓練、これを実施しています。火災と地震を想定した訓練であり

ますが、この訓練はいざというときの不審者等への対応にもなると考えております。

なお、非常時につきましては、先ほど村長がお答えしたとおりでございます。

また、年1回、警察の協力のもとで不審者の侵入を想定した対応訓練を、犯人の侵入から 犯人確保まで職員の対応訓練を行っています。この件に関しましては、今から17年前であり ますが、平成13年6月に、児童8名が死亡して15名が重軽傷を負ったという大阪教育大学附 属池田小学校の事件がございました。このことにより、全国的にさすまた等、不審者の侵入 を阻止するさまざまな対策がとられております。

村でも公共施設にさすまたを設置しているわけでありますが、使い方が大変課題でありまして、使い方によっては本人が大きなけがをするということにもつながりますので、この不 審者対応訓練は実際にさすまたも使った訓練となっております。

最後、深夜の校内外の巡回でありますが、今、国を挙げた働き方改革によりまして、県教育委員会のほうでも国の方針を受けて、勤務時間、時間外勤務を減らすようにという、そういう指示が毎月来ているような状況であります。そんな関係もありまして、今できる範囲で対応しています。

まず、校内巡回でありますが、最終退勤者が施錠も含めて校内の状況を確認をしておりますし、退勤後は機械警備と防犯カメラで対応しています。

深夜の巡回でありますが、これは台風での風水害とか、それから大きな地震や大雪というような状況の場合に、校舎の状況を確認しなければいけない、そういう場合に限って、学校 職員を動員することなく、教育委員会の職員が巡回をしているという状況でございます。

いずれにいたしましても、今後につきましては、これまでお答えしているとおり、必要に 応じ、全庁的な観点で運営関係課と連携して対応していきたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

以上です。

O議長(清沢正毅君) 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

〇7番(北村直樹君) それぞれ回答のほう、ありがとうございました。

警察庁のNシステムについては、非常に当村のほうでも打診はしてきたけれども、1年、 ずっと多分申請はされてきたと思うんですが、話を聞いている限りでいくと、警察庁のほう からの防犯カメラ設置のほうは少し希望が薄いのかなというちょっと印象のほうを受けまし た。

先ほど村長のほうから、村道に対して防犯カメラを設置するというご意見をいただいて非常に安心をしているわけでございますが、私がどうしてもここにこだわった理由といたしまして、やはり昨今の犯罪事情、また村長の今回の説明のところにもございました。当村でも振り込め詐欺のほうが発生してしまったと。

私もこういった立場でございまして、いろいろと警察庁、また警察の方とお話をする中で、行く行くやはり今後は実際に人が来て、受け子が来て、それで現金を受け取るだろうという事例に発展することが多いそうです。そうなったときに、どうやって未然に防ぐのか。一番は来なければいい、犯罪が起きなければいいことなんでしょうけれども、やはり相手は車で来て、それで現金等を受け取ると思うんですが、やはり犯罪が起きてしまったら、それをやはり解決する、その犯罪捜査の協力という部分でも、非常に防犯カメラというのは有効になってくるかと思います。そういったところで、ぜひとも防犯カメラの必要性を訴えてきたわけでございます。

また、1年ほど前ですか、私のほうで、これも一般質問をさせていただきましたが、今ネット上に個人名、それから住所というキーワードを入れれば、その人の名前、住所、電話番号まで出てくる時代となっております。そういった中で、今個人情報等々が手軽にネット上で検索できるとなると、いつ何どき犯罪が起きる可能性というのは出てまいります。そういった中で、抑止力を高める防犯カメラというのは非常に有効だと思いますので、ぜひともこれは前向きに早期設置を目指していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、教育現場におきましては、教育長のお話を聞きまして安心をいたしました。やはり 教育現場において、学校の先生方、またいろいろなところで訓練、また対応されていると。 あと心配なのは、やはり先ほど上條議員がおっしゃったように、登下校の際に何かあったと きの場合、こちらに関しても防犯カメラを設置していただくということであれば、しばらく の間は大丈夫なのかなというふうに思っております。ぜひ早期設置に向けて対応のほうして いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして1番目の質問を終了させていただきます。

○議長(清沢正毅君) 北村直樹議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。 北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

〇7番(北村直樹君) 次に、2番目の質問といたしまして、130周年記念事業における村民 宅配布品についてお尋ねいたします。

役場新庁舎が新たに開庁し、新しいスタートを踏み出した当村、本年は130周年記念ということで多くの事業が行われるかと思います。鉢盛山登山マラソン大会、NHKの「真打ち競演」等いろいろなイベントを実施し、村民の皆様の心に残る記念の年になればいいなと願っております。

そこで、当局としては、ことし3月の定例議会において、130周年を記念して朝日村内の全戸に村の歴史や記録をしたDVDの配布を計画していると伺っております。そのDVD配布については、昨年10月に企画推進委員会を立ち上げ、そこで議論されたと伺っておりますが、できればもう少し議論を重ね、もっとふさわしい記念品を検討していただけないかと願うものになります。

DVDの内容はこれまでの朝日村の記録映像であるかと思います。昨今の電子機器は目まぐるしい発展を遂げております。数十年前、音楽を聞く際にカセットテープとラジカセであったと思いますが、現在ではスマートフォンに音楽アプリをダウンロードし、しかもイヤホンをつけずにワイヤレス、これはコードがないものになりますけれども、これを耳につけて、Bluetoothを言われる電波を受信して聞いております。パソコンの記録も進化を遂げ、フロッピーディスクからDVD、そして現在ではUSBチップと言われる小型機器まで進化を遂げております。DVDディスクも現在ブルーレイディスクへと進化をしております。そういった時代の背景から、将来このDVDを再生することが難しいといった問題が生じてくるのではないでしょうか。

それ以外にも、DVDを再生する環境が村内の家庭に整っているのかといった問題、DVDの製品分析から全機器に再生機能を整えているのかといった問題がございます。電子機器にはDVD再生機、テレビゲーム機器、パソコンによってはDVDが海賊版と認識された場合、DVDの再生は不可能となります。

開村100年から130年の30年の歩みを残す記録画像については、私としては何ら問題はございません。しかし、その映像をDVDで全戸に配布すること、それを記念品として配布することに懸念が生じます。そこで、次の質問をいたします。

これらを踏まえて、記念品DVD配布について当局の見解は。

DVDの配布を推し進めた場合、村内の家庭でDVDが再生できなかった場合のアフターフォローについてお尋ねいたします。

最後に、記念品をDVDではなく朝日村産のカラマツでつくった判こを認印として配布してみてはいかがでしょうか。

以上になります。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、北村議員ご質問の130周年記念事業における村民宅配布品についてでございますけれども、開村130周年記念の映像制作につきましては、前回記念事業を実施しました開村100年から、今回130周年の30年間の朝日村の発展と歩みを朝日村有線テレビの映像で振り返り、郷土に対する理解を深め、朝日村の新たな出発点とするため制作を計画しているものでございます。

当初の計画ではDVDを作製し、記念品として全世帯の配布を計画しておりましたが、議員がおっしゃられますように、DVD再生機器が各家庭にあるかということもございまして、DVDの配布はやめさせていただき、村民の皆様にはAYT特別番組でごらんいただくほか、村の図書館に貸し出し用のものを準備させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

130周年の記念としましては、ほかに130周年の記念冊子を作成しまして全戸へ配布する予定でございます。そのほかに、全戸へ記念品の配布が必要かどうか、北村議員ご提案のカラマツの印鑑も含め、改めて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 北村議員、再質問はございますか。
北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

〇7番(北村直樹君) 回答のほう、ありがとうございます。

今後、新庁舎もできたということで、ホームページ等の改修が入ってくるかと思います。 ぜひともそういったところに載せてみるという方法もできますし、実は私も1個考えていた のは、図書館にぜひ貸し出しというのは非常にいい考えだと思っております。そのときにぜ ひ検討してほしいのは、DVD、それからブルーレイ、あと、そういった機器が再生できな いビデオテープ、そういったものの3種類をぜひ取りそろえていただければなというふうに 思っております。

カラマツの印鑑につきましては、実は私のほうで、これは個人的なことなんですけれども、 認印というのは非常によく使います。配達が来たときに印鑑くださいですとか、ちょうどそ のときにふと思ったのは、カラマツというのは非常に強度が高いということは、非常に私も 勉強させていただいて認知のほうはしてきております。それで、これで印鑑をつくったらど うなのかなということで、ホームページを見たところ、まだ実例というのがございません。 もしこれが実例となれば、朝日村第1号のカラマツの印鑑ができるのではないのかなという 期待があって、こういった質問をさせていただいたわけなんですけれども、ぜひとも検討し ていただければと思います。

130周年にふさわしい記念品をぜひ作製していただくことを願いまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(清沢正毅君) これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで一旦休憩を入れさせていただこうと思いますので、よろしくお願いします。

開始は10時40分から開始ということで、よろしくお願いします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長(清沢正毅君) それでは、時間となりましたので、引き続き一般質問に入りたいと思います。

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長(清沢正毅君) それでは、次に、8番、小林弘幸議員。 小林議員。

[8番 小林弘幸君登壇]

○8番(小林弘幸君) 8番、小林弘幸です。

今議会では圃場整備事業、これは県営中山間総合整備事業と新たな農地中間管理機構の関連事業でございますけれども、それと、活性化施設、第5分団詰所の建てかえ、災害時相互応援協定、4間について質問をいたします。

最初に、1問目ですが、圃場整備事業の進捗状況についてであります。

県営中山間総合整備事業の概要説明会から丸1年が経過しました。昨年の9月議会でも進 捗について質問させていただきましたが、朝日村が農業立村であり続けるがための諸課題の 根源である農地の問題、特に圃場整備事業は、役場と同じく百年の計に匹敵する超大型事業 であり、進捗状況を確認させていただきたいと思います。

6工区のうち、新たに農地中間管理機構の関連事業として農家負担を全額国が負担する3 工区、これは、かたくり、本郷、くりあげ場、それと従来の県営中山間整備事業で辺地債を 活用して個人負担をなくし、村負担とする3工区、御馬越、御道開渡、北村に分かれ、準備 が進められてきました。今議会の村長の提案説明では、4月4日に県営中山間整備事業が国 の認可がおりた旨の報告がありました。

現状把握として、以下の点についてお聞きしたいと思います。

今回認可された県営中山間整備事業、それと中間管理機構関連事業の進捗状況について、 地権者の同意状況はどうであるか、概設計の進捗状況はどうであるか、今後の諸課題とスケ ジュール等についてお願いいたします。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔產業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) それでは、小林議員ご質問の圃場整備事業の進捗状況についてお答えをいたします。

圃場整備事業につきましては、平成29年5月、県営中山間総合整備事業としての取り組みを見据える中、中村村長が関係地権者の皆さんへ事業提案を行い、一定の賛同が得られたことから、事業実施に向けた協議を県と行い、全体事業の内容精査と該当地区への説明会を行ってきたところでございます。

中山間総合整備事業の概要につきましては、昨年9月議会で小林議員のご質問の答弁の際、 ご説明をさせていただいたとおりでございます。

農地中間管理機構関連事業につきましては、平成26年度、農地の中間的受け皿として全都道府県に設置されました農地中間管理機構の関連事業として、農地整備事業が平成29年度制

度化されました。これは基盤整備が十分行われていない農地については、担い手が借り受けをしないおそれがあること、また、機構に貸し付けた所有者が基盤整備のための費用を負担する用意がなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として担い手への農地集積、集約化が進まなくなる可能性があることから、都道府県が農業者の費用負担等を求めずに大区画化等の基盤整備を行う内容の事業でございます。

補助率は国が50%、県27.5%、村10%、受益者12.5%でございますが、この事業の場合、 受益者負担12.5%を全額国が負担することから、受益者負担がゼロとなるものでございます。 そこで、当村では、県営中山間総合整備事業で計画しておりました圃場整備6地区につい て、受益者と村の負担やこれまでの国の予算配分状況等を鑑み、昨年9月、県との意見交換 の際、圃場整備地区の一部を新たな中間管理機構関連事業への移行を検討を行い、12月、各 地区関係者と議会へ内容説明を行い、ご理解をいただいたところでございます。

これにより、圃場整備6地区の地区内の御馬越、御道開渡、北村の3地区は中山間総合整備事業で行い、かたくり、本郷、くりあげ場の3地区は中間管理機構関連事業により進めることとしたものでございます。

そこで、中山間総合整備事業については、平成30年度の事業認可に向け手続をしてまいりました。本議会の中村村長の提案説明のとおり、4月4日付で認可通知があったものでございます。

中間管理機構関連事業につきましては、新たに認可申請を行うため、事業計画の作成が必要なことから、現在平成31年度の認可に向け手続を進めているところでございます。

それでは、小林議員ご質問の各事業の状況と今後のスケジュールについてでございます。 初めに、中山間総合整備事業につきましては、平成30年度は事業費5,000万円の予算配分 をされ、圃場整備事業の御馬越、御道開渡地区の測量設計業務、用排水路施設整備事業とし て、中信平右岸土地改良区管理の鎖川を横断する水管橋の測量設計業務を行う計画となって おり、県で事業委託に向け進めているところでございます。

また、今月末には圃場整備地区の役員会を行い、今後の計画について打ち合わせを行う予定でございます。また、用排水路施設整備事業の犬ケ原工区については、3月末、古見区を中心とした水利会と事業実施に向け打ち合わせを行っております。

来年度以降につきましては、北村地区の測量設計業務、活性化施設の基本設計を行うとと もに、換地計画等がまとまった圃場整備の工区から工事に着手になる予定でございます。

中間管理機構関連事業については、来年度の認可に向けた事業計画概要書の作成を行い、

また、中間管理機構への集積計画の提出など事務手続を進めているところでございます。これまでに、5月に圃場整備3地区との打ち合わせをそれぞれ開催し、中間管理機構への手続について地権者の皆さんと確認を行ったところでございます。

今後は、7月に事業計画概要の県のヒアリング、8月には国のヒアリングを受け、11月に 認可採択申請を行う予定でございます。

中山間と機構関連の各事業の圃場整備にかかわる地権者の同意状況についてでございますが、中山間総合整備事業では100%、機構関連事業につきましては、事業への賛同では100%で、今後集積計画を作成する上で、それぞれ筆ごとの確認を行うこととしております。以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 小林議員、再質問はございますか。
小林議員。

[8番 小林弘幸君登壇]

- ○8番(小林弘幸君) 地権者の同意状況、これがやはり一番大事なところだと、肝だと思っていますが、今お伺いすると両事業とも100%ということで、非常に安心をいたしました。その中で、一つ追加でお聞きしたいことがあるんですが、いよいよこれから土地の区割り、図面に落とし込む段階になっていくわけですが、今までこういうことというのは総論賛成、各論反対ということがいつも常であります。どういうことかというと、例えば代替地というのが当然出てくるわけです。条件の悪いところに回される人もいるわけです。ですから、その辺、どのようなそういうことについて意見の吸い上げだとか、どのようなことを地権者の方が言っているのか、その辺がわかりましたらお願いいたします。
- 〇議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) 小林議員の2番目のご質問にお答えいたしますが、まず、今後圃場整備事業につきましては、中山間総合整備事業がまず初めに事業化工事が着手になると考えておりますけれども、それまでには、まず、議員おっしゃるとおり、区画割りについて地権者の皆さんとまずお話をしてご理解をいただかないと整備ができないものと考えております。

現在、各工区に整備推進の委員長さん、三役さんいらっしゃいます。ですので、今後、実施に向けた実行委員会を行いまして、その役員の皆さん方とそれぞれの現状の圃場の位置等

も見る中で、区画整備の計画を立て、それを地元の皆さんと相談し、ご理解をいただく中で進めることになると考えておりますので、まずは地元の役員の皆さんが今後お骨折りをいただくことが一番ではないかと思いますので、ぜひその辺は役員の皆さんにもご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(清沢正毅君) 小林議員、再質問はございますか。 小林議員。

[8番 小林弘幸君登壇]

○8番(小林弘幸君) これから委員会を行い、実行委員会でそういった区割りを詰めていく ということで、なるべく多くの人の意見を取り入れて、どうしても摩擦は起きると思います が、その辺をうまくこなしていってもらいたいというお願いでございます。

それと、やはり大勢の人を巻き込むことが大事だと思いますので、農業委員会の皆さんだとか、農地利用最適化推進員の皆さんも委嘱されておりますので、そういった皆さんも巻き込んで、ぜひこの事業がスムーズにいくようにお願いしたいというふうに思います。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長(清沢正毅君) 小林議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。 小林議員。

[8番 小林弘幸君登壇]

○8番(小林弘幸君) 次に、2問目の質問ですが、西洗馬公民館と活性化施設についてであります。

現西洗馬公民館は昭和39年建設で、54年が経過し、老朽化が著しく、耐震補強工事もできないとされ、防災拠点、避難場所としても不適格な状況です。2年前より洗馬区各常会代表による建設委員会が立ち上がり、区長の旗振りのもと、建設の可否を含め諸準備が進められてきました。

最大の課題である建設費等について議論を深めつつ、建設委員会が村当局に相談する過程で、中山間総合整備事業の活性化施設として国から多くの補助が見込まれる可能性が見出されました。従来方式では建設費の60%が村負担、40%が地元負担でありますが、この制度を利用しますと85%が国と県、15%が村と地元負担となり、大変地元として助かる次第でございます。

今回の国の認可を受け、建設委員会と村当局での検討がさらに加速され、具体的な計画が まとまっていくと思いますが、活性化施設として国の認可がおりると制約事項も多くなり、 新たな局面で地区負担が発生すると聞いております。例えば建設用地は借地ではだめだとか、 活性化施設としての建物の仕様が多くなる等であります。

防災拠点としての施設建設は急務であり、一層の行政からのバックアップを望むものです。 以下の点についてお聞きしたいと思います。

一つが、圃場整備事業では、事業の加速化のため、受益者の負担を村が負担するとしています。防災拠点併合としての活性化施設を全額村負担で、区に指定管理者制度で運用を任せられないか。

もう一つとして、活性化施設の今後の推進日程、課題についてお聞きしたいと思います。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) それでは、小林議員ご質問の活性化施設についてお答えをいたします。

この施設整備につきましては、ご案内のとおり中山間総合整備事業の活性化施設整備として進めており、地元負担の軽減が図られることから事業計画を行ったものでございまして、 取り組みの経過につきましては議員ご発言のとおりでございます。

そこで、議員ご質問にございます圃場整備事業での受益者負担の考え方については、先ほどの答弁の際、中間管理機構関連事業での農地整備事業の考え方のとおり、受益者負担を求めないことにより基盤整備を促進し、担い手への集積等を進めることが制度内容でありますので、活性化施設整備での受益者負担の考え方とは相違があると捉えております。

また、防災拠点との併合の考え方につきましても、村内他の区、地区の集落センター等においても併合の考え方は同様であると捉えております。したがいまして、これまでの負担については、議員ご発言のとおり建設費の40%は地元負担としておりますので、他地区との公平性と均衡を保つ上でも全額村負担は難しいと捉えております。小林議員からもご理解いただけるものと考えております。

ご提案いただきました指定管理者制度での運用についてでございます。

県営中山間総合整備事業での整備を行います活性化施設につきましては、県営での事業完 了後、村へ譲渡がされ、村の公の施設として管理することが事業の性格上必要となっており ます。具体的な管理方法については今後の検討となるところでございますが、他市町村にお いても指定管理者制度による管理が行われている事例もあると聞いておりますので、この制 度の活用も含め検討したいと考えております。

次に、推進日程、課題についてでございます。

活性化施設整備に向け、これまでに西洗馬区の建設委員会と打ち合わせを行ってきており、 負担を含めた検討もされており、それらの課題につきましては、1問目のご質問のとおり議 員もご承知のことと思います。そのほかの課題としては、次の議員のご質問の消防団詰所に もかかわります用地選定と、活性化施設内にある加工研修室の具体的な利用方法の検討が必 要であると捉えているところでございます。

日程につきましては、本年度事業認可となり、県では今後のスケジュールを検討しております。確認したところ、活性化施設整備のスケジュールにつきましては、平成31年度基本設計、平成32年度地質調査等を含む実施設計を行い、順調に進みますと平成33年度の着工予定とのことでございます。

しかしながら、国からの予算配分の状況により大きく変わることも考えられますので、機会を見て、議会を含む地元建設委員会へは改めてお示しをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

[8番 小林弘幸君登壇]

○8番(小林弘幸君) これからの国の認可がおりて、諸課題について区と一緒に取り組んで、 先ほど教えていただいたような日程で進めていくということはよくわかりましたので、お願 いいたします。より一層加速する必要があると思いますので、私たち地元の私も委員になっ ておりますが、協力していきたいと思いますので、お願いします。

ただ一つ、活性化施設というもののあり方と、それを我々が西洗馬公民館的に使うというところの区分けが、いま一つ頭の中が整理整頓できない状況がありますので、この辺は、じゃ具体的に土地は、じゃ、活性化分は国で買ってくれるのかとかいろいろな詳細なところをこれからお互いに議論を尽くして進めていく必要があるとも思いますので、嫌がらずにしてもらいたいというふうにと思います。

私ども西洗馬区としては、早く施設が欲しい、もうその一点でございますので、よろしく お願いしたいというふうに思います。

以上で2問目の質問を終わります。

○議長(清沢正毅君) 小林議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。 小林議員。

[8番 小林弘幸君登壇]

○8番(小林弘幸君) 3問目の質問ですが、第5分団の詰所の建てかえについてであります。 これは先ほども課長がおっしゃられていましたが、西洗馬の活性化施設と非常に抱き合わ せで今物事が進んでいると思いますが、あえて質問を分けさせてもらいました。

第5分団詰所は西洗馬公民館と同様に老朽化が著しく悪くなっております。建屋も変形し、 非常に危険な状態となっております。分団長からもその旨の相談が当局に届いているかと思 いますが、現在の検討状況についてお聞きしたいと思います。

当局として建てかえが必要とまずは捉えているか、時期はどのように考えているか、場所はどのように考えるか、こういったことについてお聞きしたいと思います。

〇議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、小林議員ご質問の第5分団の詰所の建てかえについてでございますけれども、西洗馬の第5分団詰所につきましては、老朽化、それと建物の一部に耐震性に乏しい部分がございまして、今すぐ倒壊するというものではございませんが、災害時は防災の拠点となる施設であるため、建てかえを計画しておりまして、現在建設場所、時期、規模等につきまして検討を進めております。

その中で、新しい詰所の建設場所につきましては、現在西洗馬区におきまして公民館の建設が計画されておりますので、新しい西洗馬公民館に隣接して建設することにより駐車場の有効活用、また、新しい西洗馬公民館は指定避難所になりますので、震災などの有事の際は、詰所が隣接していることにより災害対応の連携が図られますので、詰所の建てかえ場所につきましては新しい西洗馬公民館の隣接地が望ましいと考えております。

また、詰所につきましては公共施設でございますので、建設に当たっては用地の取得から 建設まで村で行うこととしておりますけれども、慣例によりまして、用地の確保、交渉等に つきましては地元にお願いをしたいと思っております。

また、建設に当たっては国から70%の支援措置がございます。緊急防災・減災事業という 地方債事業で取り組む予定でございます。本事業につきましては事業期間が平成32年度まで となっておりますので、期限内の建設に向けて今後、西洗馬区、また区が計画しております 西洗馬公民館の建設事業と調整を図らせていただきながら進めていくことになると思います ので、よろしくお願いいたします。

以上です。

O議長(清沢正毅君) 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

[8番 小林弘幸君登壇]

○8番(小林弘幸君) 現状はわかりました。

それで、今総務課長のおっしゃるには、この地方債事業、国70%、この活用を考えているということで、平成32年度というタイムリミットがあるという今お話をお伺いしました。それと、先ほどは、平成33年度は活性化施設は着工する予定であるが、変更がかかるかもしれないというようなことでありますので、ぜひ基本計画がまとまった次第、第5の詰所、これらを先行する形で、用地の取得ですとかそういったものをぜひ考えていってもらいたいというふうに思います。確かにもう詰所、危ない状況でありますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

課題としては、平成32年度までに完成させるんだということで、その辺、私も頭の中に入れておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で3問目の質問を終わりにします。

O議長(清沢正毅君) 小林議員の3問目の質問は終わりました。4問目の質問をどうぞ。 小林議員。

[8番 小林弘幸君登壇]

○8番(小林弘幸君) 4問目の質問です。

災害時相互応援協定の調印についてをお聞きしたいと思います。

開村130周年記念事業の一環として、10月19日に全国朝日町村、これは山形、富山、三重、各朝日町と当村間でありますが、友好親善町村の調印式、そして、8月1日に愛知県西尾市との災害時相互応援協定の締結を行うと、村長より提案説明で明らかになりました。既に全国朝日町村間では3月に、村長も出向かれまして災害時相互応援協定は締結済みであるというふうに伺っております。

近年、災害が大規模化していますので、災害時における連携体制の構築は必要不可欠であります。締結は歓迎されることです。そこで、災害時相互応援協定の基本構想、協定の中身、 そういったものは具体的にどのようなものなのかお聞きをしたいと思います。お願いいたし ます。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、小林議員ご質問の災害時相互応援協定の 具体的な内容についてお答えをさせていただきます。

最初に、4町村で災害時相互応援協定に至った経過でございますが、昨年7月に三重県朝日町から協定締結の打診がございました。これは、平成8年度から全国で当村と同じ朝日がつく9自治体が一堂に会する全国朝日交流会が行われ、行政間の連携、交流を深めておりましたが、平成の大合併を機に、平成16年末をもって解散し、同時に、当時締結をしておりました全国朝日連絡会災害時相互応援に関する協定書の効力も消滅をいたしました。

それから十数年の歳月が流れる中、東日本大震災、熊本地震なども発生しまして、合併を せずに単独での行政運営を選択された全国朝日交流会の4つの自治体間において、平成16年 度に途絶えた災害時相互応援協定の再締結を行いたいというものでございました。

その後、11月に三重県朝日町の担当課長が来村しまして、意見調整、日程調整を行い、本年3月27日、三重県朝日町におきまして合同調印式を実施することに至ったものでございます。

当村におきましても、市町村間の災害時相互応援協定は県内の全市町村で締結しております長野県市町村災害時相互応援協定のみでございました。近隣の市町村間の締結では同じ災害に遭う可能性が高いため、県外の町村との締結が望まれる状況でございましたので、今回の呼びかけは大変ありがたいものでございました。

そこで、締結しました災害時相互応援協定の内容についてでございますけれども、契約を締結しました山形県朝日町、富山県朝日町、三重県朝日町、当村のいずれかの町村において災害が発生した場合、災害対策基本法の第67条の規定、これは、市町村長は当該市町村の地域にかかわる災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときはほかの市町村の市町村長等に対し応援を求めることができるという規定でございますけれども、それに基づきまして協定を締結してございます。

内容は、食料、飲料水、生活必需品及び医薬品並びにその供給に必要な資機材の提供、応 急対策、復旧に必要な物資並びに資材、機材及び器具の提供、救援及び救助活動に必要な車 両及び機器の提供、応急対策、復旧に必要な職員の派遣、被災者の一時受け入れ、このほか 特に要請のあった事項について応援をすることとしております。

また、応援を要請する際は、緊急の場合は電話またはその他の手段により要請をし、その後、書面を提出するものとして、応援を要請された町村は極力これに応じるものとしております。

また、応援に要した経費につきましては、原則として応援を要請した町村の負担としております。

協定書の有効期間は3年とし、期限までに協定町村から協定効力終了の申し出がなされないときは、引き続き3年間有効期間を延長することとしております。

当村と山形県の朝日町は内陸部、富山県朝日町と三重県朝日町は海岸沿いでございまして、 地域も東北、北陸、中部、東海とそれぞれの町村が離れて位置しておりまして、どこの町村 が被災してもほかの町村が応援できる状況でございますので、地域メリットのある協定が締 結されたと思っております。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

[8番 小林弘幸君登壇]

○8番(小林弘幸君) 現状はわかりました。

それで、私もちょっと勉強不足だったところがあったんですが、県内の全市町村とこういった相互応援協定が取り交わされているということを、ちょっと私も今知った次第でして、なるほどと思ったんですが、具体的に今、課長が説明していただいたようなことを私たちが目で見ることができるのか。例えば条例的なものだとか、または締結内容の詳細だとか、そういったものをぜひお示しをいただきたいというふうに思います。少し勉強もしなくてはいけない部分もありますので、例えば今、災害応援を応援したほうの費用でそれらのものを賄うだとかというような今説明もありましたけれども、実際に当村が災害に遭った場合にはそういった類いで予算化も必要でしょうし、いろいろな意味でもう少しその辺の中身を知りたいという今、思いでありますので、その辺を明確に今後していっていただきたいというお願いをして、第4問目の質問を終わりにしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(清沢正毅君) これで小林弘幸議員の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 智惠美 君

〇議長(清沢正毅君) 次に、9番、塩原智惠美議員。

塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

〇9番(塩原智惠美君) 9番、塩原智惠美でございます。

私は今回2つ質問を用意いたしました。

では、早速お願いします。

1、人口ビジョン実現の可能性と公共施設管理計画への影響でございます。

平成30年度の村はスタートして3カ月を迎えています。開村130周年記念事業を初め予算 に沿った事業を着々と進めていると推察します。今年度は10年前に策定した総合計画の最終 年となり、目標どおりの住民サービスができたのか問われる年になります。

総合計画は言うまでもなく村の最上位の計画で、目指す姿を方向づけています。また、総合計画という名称は50年の歴史を刻み、先人たちはこの計画を指針として確かな村づくりを積み重ねて今日を迎えております。そして、ことしは来年からスタートする新たな総合計画、第6次計画を策定する年です。

総合計画を開くと、まず前段に必ず計画期間10年の人口推移が示されています。その数字は国立社会保障・人口問題研究所、社人研と言われておりますが、社人研が公表している国勢調査に基づく数字で計算されています。自立を決めた村が村民の暮らしを末永く持続するためには、人口推移を初め、年齢別が示す人口の状況を分析することは、村づくりの方向を誤らないための重要な要素です。

一方で、村は2015年10月、人口ビジョンを策定し、2060年の人口を4,000人としました。 ちょうどこれと同じ時期に国勢調査が行われ、その結果を見ると、国勢調査人口は4,462人、 村のビジョンは4,540人で、既に100人近くの差が生じました。目標より人口が100人程度減 少しているということです。

また、社人研はことし3月30日、地域別将来推計人口、これは2015年の国調に基づいて計算したものを公表し、それによると2045年の人口を2,775人としています。一方、村ビジョンは4,176人で、その差は1,401人です。これだけの差が生じると村づくりに大きな影響が出ると予想します。社人研は厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、その数字は精度が

高いと言われていることから、村ビジョンは本当に実現できるのか危機感を覚えます。

こうした中、今年度は総合計画を初め公共施設個別計画など重要な計画を9本つくる予定です。これらから以下、質問します。

- 1、人口ビジョンを4,000人とした理由。
- 2、人口ビジョンについて、現時点の達成状況と今後の見通し。
- 3、人口ビジョンが影響している公共施設管理計画、これは平成28年7月に策定されておりますが、これについての見直しの考えはあるか。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

〇村長(中村武雄君) 塩原議員の人口ビジョン実現の可能性と公共施設の管理計画への見直 しでございます。

まず、3点のうち1点でございますが、この人口ビジョンを4,000人とした、それはまさに私の政治的な計画であります。それは、朝日村は大正時代から4,000人台をキープしています。しかも、朝日村の一番人口の多かったのは終戦後、疎開をしてこられた時期に5,200人という記録があります。その後またずっと減少してきまして、朝日村の歴史を見ますと4,200人台がずっと何年か続きました。そして、平成10年前後に5,000人近くなったんですが、バブルがはじけてデフレになった関係で、また減少になってきています。

そこで、ご案内のとおり、国は現在1億2,000万人が、向こう2060年には3分の2の8,000万人にしてしまうと、少なくも日本中、3分の1は人口が減るというのがこれ一般論であります。

そこで、今、塩原議員が申されましたように、国立社会保障・人口問題研究所が数字を出していますが、これは国勢調査のベースで出しております。人口を発表するのは国勢調査人口よりも住民基本台帳法というのがあります。これは塩原議員のほうがよく承知だと思いますが、なぜ、それでありますから、これは人口が200人、大体どこの市町村もこれで200人近くの、私どもの規模で200人ぐらいの差がありますから、私はいつも、塩原議員はいつも悲観した質問しかされませんが、私は希望のある対応をしますから、そういう意味では、この住民基本台帳法に基づく数字で申し上げます。なぜならば、いわゆる住民登録をしてある人には選挙権、権利もあります。そして納税という義務も果たせますから、そこに一時期不在

であっても、私は国調人口ベースよりも住民基本台帳ベースが私はベストだと、そういう理 解をいたしております。まずそこから始まります。

でありますので、そういった意味で、私はこの人口ビジョン4,000人をつくりましたのは、まさに先ほど申し上げましたが、つくったときに、45年後には3分の2になってしまう、4,000万人がまず日本の人口が少なくなる、そのときに4,000人の人口を出したら、極めてちょっとむちゃだといえばむちゃですが、私はそういう高い目標を持って取り組むことが大事だと、そういう意味で4,000人を目標としております。

そこで、2番目でありますが、それでは、今までどうかということでありますけれども、 現実的にはまだ3年しかたっておりませんので、27年から3年ですが、この間に朝日村の人 口、六十何人減少しただけでありますから、当初のいわゆる担当者のつくったベースとはさ ほど差がありませんから、特別私は気にはしておりません。

そこで、いつも塩原議員は、それによって公共施設の運営について危機感を持って、いつも計画がどうだ、どうだと何回も言われておりますが、そういった意味で、まず公共施設の管理等につきましては、今回、この公共施設総合管理計画は、いわゆるそのものの寿命の延伸化、長くもたせるために計画を立てて取り組みなさい、これが大事な大きなポイントであります。そして、それではその中で塩原議員は、見直しはどうだ、人口は減っているけれども多過ぎるとか何とか言いますが、朝日村には1村1施設の理論で進めております。1村1施設以外でありますのは、今あえて言えば保育園が、過去のおひさま保育園がありますが、これは、この施設を今残しておりますのは、何が大事かといいますと、鎖川を挟んで川東、川西を見ましたときに、川西の古見原には公共施設が集約しています。しかしながら、川東の分野につきましては、西洗馬、本郷、針尾を含めて公共施設は皆無であります。でありますから、今のこういう社会の中で、非常の際を考えたときには、やはり旧おひさま保育園を改修をして、非常の際に対応できる形で残していくことが私は必要なことだというふうに理解をいたしております。

それから、いま一つ、これから今、課題になりますのは旧役場、前の役場庁舎は、新しい 役場庁舎をつくりましたから課題になりますが、このことにつきましては、私もたびたび申 し上げておりますけれども、文化庁では登録有形文化財になる建物と言われておりますので、 いわゆる軽々に、簡単にものの判断はできない。でありますから、各地区に既に常会を通し て存続につきましてアンケートをとりながらしておりますが、まだ集約はできておりません けれども、ここは慎重に取り組んでいきたいというものであります。 それ以外の施設につきましては、目的ごとに施設になっておりますから、これを統合するとかいう段階ではない。たまたまこれから出てくるには、老朽化してもう使えなくなって、相当な数字のお金を投資しなければならないときにどうするかであります。ですから、この見直しについては随時見直しをする、そういうものであります。

以上です。

○議長(清沢正毅君) 塩原議員、再質問はございますか。 塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

〇9番(塩原智惠美君) 人口です。選挙と納税がある、こういう基準で住民基本台帳を採用 したいという村長の思いはよくわかりました。

しかし、村が一番財政的に考えなければいけないのは国調人口です。国調人口1人減ると20万円減ります。その影響額は4,000万円。毎年4,000万円ずつ落ちていくと、5年後には2億円です。だから社人研の数字を国が中心となって全部使っています。あらゆる国の政策的なものは全部社人研の数字を使っているんです。そこの認識を村長はもう少し考えていただきたいと思います。

それで、その社人研なんですが、私が今回、前回の国調の人口がずれている、そして、このたび3月に出した社人研の推計ですが、5年前に2040年の人口を3,453人と、これは社人研がしていたんです。その人口を今回の見直しによって3,069人にしているんです。これは400人の減少なんです。交付税の影響額は計り知れません。それを私は申し上げたいと思います。

そして、さらにびっくりしたことは、社人研が推計した前回の数字よりも400人落ちているということは、朝日村の人口の加速化が進んでいるということなんです。これをしっかり捉えてください。

ところが、先ほど村長がおっしゃいました。現在の達成状況と今後の見通しのところです。 今は心配していないという、そういうお話でした。私は調べました。住民基本台帳です。これは27年から29年までの3年間です。1月から12月までの合計です。転入と転出の差です。 そこは50人の減少です。転出が転入を上回りました。出生と死亡です。自然増減ですが、これは3年間で72人の減少、死亡が出生を上回りました。

もう一つの目標、村は人口ビジョンを4,000人にするために、目標を社会増減のことと、 それから出生率を上げるという、この2つを目標にしたんです。この出生率です。これは合 計特殊出生率というものを使うんですが、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標です。1人の女性が生涯何人の子供を産むかをあらわすものです。人口を維持できる水準は2.07です。将来人口がふえるか減るかを見るその指標です。朝日村、平成27年1.03、28年1.26、29年は1.21です。しかもこの計算の対象になる、その15歳から49歳の女性がこの3年間で32人減っています。これは出生率以上に深刻な問題です。合計特殊出生率が上がっても、生まれる赤ちゃんの数は減るんです。

いずれの数字もとにかく目標には達していないという、遠く及ばない状況で、むしろ社人 研の数字のほうに近いということがわかりました。

それで、村は早急にこの現状を把握して、4,000人ビジョンが本当にやれるかどうか、これは村づくりに大きく影響することです。4,000人をにらむ村づくりと2,700人の村づくり、大きく違うからです。そのことについて検討する必要があると思います。このことについてのお考えがあるかどうか。

それから、現在村の最上位の計画である総合計画、これはことし期限切れです。この中にはその人口が載ってこなければいけません。今、村には人口ビジョンと社人研の使っている数字と両方あります。一体村はどっちを使ってこれからの村づくりをする予定なのか、その2点についてお尋ねします。

〇議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

〇村長(中村武雄君) 塩原議員の先ほど来から、先ほど来ではない、ずっと悲観した話しか 出てきませんので、私とは大きな違い、全く違いを申し上げます。

おっしゃられるとおりに人口は減っているのは事実であります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、これを作成しました27年からは差し引き66人減でありますから、1年に22人でありますから、それだけで悲観はしないとは言っていませんけれども、塩原議員は村民に危機感を与え過ぎる発言でありますので、私は希望を与える発言をしておりますから、そこに大きな違いがあるということを、根本的に違うということを、私は塩原議員も承知だと思いますが、ご承知をいただきたい。私はいつの時代にも村民に希望を持って生きていただく、そして村づくりをする、これが大前提であります。そこを承知していただきたい。

でありますから、おかげさまで、県内でも人口減少は非常にどこも進んでおりますけれど も、当朝日村はその中では、非常に県内では人口減少が緩やかなほうではトップであります。 ただ、隣の、ここにも議員さんが傍聴していますが、山形村は人口増が出ていますので、その大きな違いは出ております。

しかし、これはあくまでも、私は朝日村を就任したときから、12年前から、お金のないときからどうしようか、人口問題が最初から大きな課題であります。でありましたので、お金のないときには空き家対策で取り組んできました。ここ8年で約95人転入をしております。もっと空き家対策をしなければいけませんけれども、ただ、その中の出生率については大きく確かに下がっております。平成28年は1.2幾つですから、県の平均より非常に少ない。しかし、ことしの30年は1.55という数字が出ております。

でありますので、塩原議員の悲観するほどではありませんけれども、しかし、村民に危機 感を与える発言は極めて危険であります。でありますし、私としては少なくも人口減は十分 承知の上で取り組んでいるということをご承知いただきたい。

以上であります。

○議長(清沢正毅君) 塩原議員、再質問はございますか。 塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

○9番(塩原智惠美君) 私は悲観をしているわけじゃないんです。将来の人口がどんな形になっても、そこに暮らす村民が確かな暮らしが築けている、その環境をつくっていくのが村の仕事だと私は思います。なので、4,000人とか、それは夢でいいです。でも現実を見ていただきたい。そのことをしっかり申し上げたいと思います。

検討するかどうかのお答えはいただけませんでしたが、どうか村当局の皆さんはこのことをしっかり検討、分析をして、今現実に何が起きているか、このことを、現実をしっかり見定めて村の計画づくり、将来の村民に迷惑をかけないような村づくりを着々と進めていただきたい、そう思います。

それで、公共施設管理計画ですが、私は社人研の推計は確かなものだろうと思っておりま すので、そのことに触れながらいきたいと思います。

公共施設管理計画でございますが、これは経済が右肩上がり、人口が5,000人に到達しました。平成15年だったと思います。住民基本台帳、これは広報でわかりました。5,018人という数字だったと思います。それは昭和52年に、時の村長が将来の人口を5,000人にするという目標を立てたんです。これは学級編制が2クラスが編制できなくなった、その危機からスタートしたんです。それで結果を出した。30年たっています。30年たって結果が出たんで

す。ということは、今、村がやっているこのことは30年後に結果が出るんです。なので危機 感を感じているんです。

公共施設です。それは経済右肩上がりのときに村がどんどんつくってきました。その施設をどうするか。社人研の推計ですが、2045年の村の人口、先ほど申し上げました。2,775人。しかも、このときの高齢化率です。51.1%。今の計画で一つずつ施設はみんな残しましょうと。私、個別のことは言っていません。トータルなんです。2,700人の人口、高齢化率51%の村のその村民が、その施設、今全部残していって、税金の負担とか交付税の関係もあるんですが、果たして体力があるかどうか。そういったことも見きわめていただいて、個別の施設管理計画についても、ことしは個別計画を立てると言っておりますけれども、そういったことの公共施設管理計画、これは4,000人を基準として立てられている計画です。全部残すとしております。検討しなければいけないものは、ちょっと課題のあるものは全部検討するという、そういう文言で、前の見えない計画になっています。ぜひこの再配置計画みたいなもの、今、松本市は取り組んでおります。そんなものも考慮に入れながら、この公共施設管理計画について再度検討をしたらどうかと思います。

とりあえず、これまでの村長の説明とは私とはちょっとすれ違っておりますので、これで結構でございますが、役場庁舎です。先ほどおっしゃいました旧役場庁舎。これも公共施設管理計画の一つなんです。ことし3月、地区長を通して意見の集約をお願いしています。この結果は出ていないというお話でした。村民みんな気にしているんです、これ。

それで、今あそこは耐震性がないということで庁舎ができ、職員が全部移動した。そこに 観光協会が入っています。これを不自然だという村民の声なんです。これはどうしてそこに 入っているか。

提案です。耐震性のないところにいるのは本当に私も不自然だと思います。アンケートを 実施して、今後の方向も決まっていないのにもうそこにいるということ、これが本当におか しい。それで、今、先ほどありました、齊藤議員からもありましたが、森のこびとで非常に 利用率が落ちている。それから、公民館のブラインドがおりているときもあると。健康セン ターも不在です。せめて耐震性があり、役場とか農協とか商工会に近いところに協会があっ たほうがいいんじゃないかと、そう思うんです。これについてのご見解をお願いします。

○議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

〇村長(中村武雄君) ただいま旧庁舎のところで、観光協会の事務所について危険だと言いましたが、事務所を見たことがありますか。見てから言ってください。これは増築したところで、耐震化のあるところです。

以上です。

○議長(清沢正毅君) 塩原議員、再質問はございますか。 塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

○9番(塩原智惠美君) 見解がよくわかりました。

私はとにかく、ことし取り組む9本の計画が、今の村民はもちろんですが、将来の村民へつなぐための計画であると考えております。確かな村づくりを実現のために、どういう村にするのか目標を明確にして、特に公共施設についてはわかりやすい再配置の青写真をつくって村民に公表していただくことに期待をして、質問を終わります。

〇議長(清沢正毅君) 塩原智惠美議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどう ぞ。

塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

〇9番(塩原智惠美君) 朝日村福祉医療費給付金条例案についてでございます。

この6月定例会に福祉医療費についての新しい条例案が提出されました。朝日村は子育て支援として平成27年より18歳までの医療費無料化、これは自己負担500円を実施しています。本来、医療窓口で支払う自己負担は6歳までは2割、小学生以上は3割となっています。福祉医療はこの2割、3割の部分について村と県が負担し、自己負担を500円に抑えることにより、早期に適切な治療をしてもらい、一方で、家計の医療費負担を軽減する目的で実施しています。

今回条例案として提出されたのは、これまで窓口で支払っていた2割、3割の個人負担分について、煩わしい手続はやめて、初めから窓口への支払いを500円にするという新しい方式です。ただし、この新方式は中学生までとし、高校生については従来どおりで、3割の個人負担分を医療窓口で支払い、2カ月ほどしてから村から個人の口座へ振り込みをするという内容です。

この条例案は6月20日、議会の最終日に議決されれば8月1日から施行されることになり、 議会としてもこの内容について各人が検討しているところです。 現在の福祉医療費の取り扱いは要綱に規定され運用しています。こうしたことから、以下、 質問します。

なお、福祉医療については、受給対象者など関係の皆さんは承知しておりますので、詳細な説明は必要ありません。質問項目のみお答えください。

- 1、福祉医療費について、従来の要綱を条例にした理由と、6月に条例案を出した理由。
- 2、新方式の医療費窓口負担500円について、中学生と高校生を分けた理由。以上です。
- ○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長(上條文枝君) 住民福祉課長の上條でございます。

それでは、塩原議員ご質問の朝日村福祉医療費給付金条例案についてお答え申し上げます。 まず、1つ目のご質問、福祉医療費について、従来の要綱を条例にした理由と、本6月定 例会に条例案を提出した理由についてでございます。

朝日村の福祉医療費給付金につきましては、平成15年に要綱で制定され現在に至っております。本年度8月からの制度改正について検討を重ねる中、当初要綱で進めてまいりましたけれども、他市町村を参考としたところ、条例で制定されている自治体が多数という現状がございました。

要綱とは、村長が自治事務において、事務の目的や定義等、事務を進める上で重要事項を 定めたものでございます。このため、要綱改正を行うに当たっては、議会の議決によらず、 単独で制定される法となります。一方、条例は、自治事務において議会の議決を経て制定さ れるものでございます。村民代表の議会の皆様にお示しし、ご審議をいただき、その事業を 進めてまいるものでございます。

このたび、福祉医療費給付金事業が将来にわたりまして持続可能な制度として、また村民 福祉の向上に寄与するために、村民の皆様のご意見を頂戴し進めてまいりたいということか ら、条例として制定をいたすものでございます。

なお、本6月定例会に提出をさせていただいた理由としましては、この事業の実施が本年 8月1日から県内一斉に実施されるということ、県においてこれまでの県の要綱を廃止し、 新たに県福祉医療費給付金事業補助金交付要綱が今年3月29日付で制定されたこともござい まして、本6月定例会に上程をさせていただいたところでございます。 2つ目のご質問、新方式の医療費窓口負担500円について、中学生と高校生を分けた理由 についてお答え申し上げます。

現在の自動給付方式によります窓口の一時立てかえ払いは、平成13年に県におきまして検討委員会が設置、検討され、その提言に基づきまして実施がされてきております。現物給付を見送った経過といたしましては、現物給付導入を採択した場合、国民健康保険制度におきまして受診回数がふえるなど、医療費の波及増が予想されたこと、また、未実施の自治体との公平化を図るため、国の国庫負担金減額というペナルティーが課され、そのコストが大きい等がございました。

この減額調整措置につきまして、地方自治体等が国に対して強く全廃を求めてきた結果、 平成28年度末になりまして、国におきまして、未就学児までは減額措置を行わないというこ とになされたため、本年度8月から現物給付方式が導入されることとなったものでございま す。

なお、導入範囲に当たりましては、新たな費用負担の発生としまして、未就学以上の国保 減税措置に対します補填や、健康保険組合におけます付加給付の停止に伴う福祉医療費給付 金の増額等の課題などがございましたが、県全体としまして、子育て支援、少子化対策を推 進する観点から、全市町村義務教育の範囲である中学校卒業までは足並みをそろえることが 望ましいという見解となりました。

また、実施に当たりましては、財政的支援の必要性から、国の国庫負担金減額というペナルティー分の半分につきまして、県が財源補塡をするとされたものでございます。

これを受けまして、当村では、県と市町村の合意であります中学校卒業までとさせていただいたものでございます。

なお、新方式によります給付は8月からスタートとなりますが、制度改正後の給付実績の伸びなどを検証し、また近隣市町村の状況等も注視しながら、よりよい制度に、また制度が安定して運営されるよう対応してまいりたいと思っておりますので、皆様のご理解をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

〇9番(塩原智惠美君) 私がそもそもこの福祉医療の取り扱いについて新方式になることを

初めて知ったのが、ことし1月15日付の信毎の記事でした。子ども医療費8月から窓口無料化、54の市町村が18歳まで対象という大きな見出しと、県下の取り組み状況を示す表を見てびっくりしました。朝日村は当然18歳の中に入っていると思っていたからです。ところが15歳までを対象とするわずか7つの町と村の中にありました。

この時点でまだ村からの説明は一切なく、報道から1カ月後の2月14日の議会で説明があり、そこでは新聞報道と同じ内容でした。このときは条例制定について話はなく、その後、3月議会となり、新方式に係る経費の予算が議決されました。そして、この6月議会の条例案です。

私はこのタイミングでの条例案提出に不自然を感じ、県下の状況を知るため県のホームページを見ました。それによると、県は既に新方式について昨年の2月、市長会と町村会へ報告済みであることがわかりました。また、県下一斉の新方式の取り組みのため、間違いのない事務処理を徹底するために5回も会議を開き、昨年の5月にこの条例についての説明会がされております。これを裏づける内容が1月15日付の信毎の記事です。その内容は、県へのヒアリングをしたとして、県内全部の市町村議会では、昨年末までに新方式移行のための改正条例などが成立したと書かれていました。一体うちの村はどうなっているんだろうと、この時点で思ったわけです。

先ほど課長は、要綱で対応してきたというお話がございました。条例という村民生活に直接影響する最も大事なことが整備されないまま予算だけ組んで今日まできたという。要綱はあってもその要綱は改正された様子はありません。この状態というのは、地方自治をやる自治体の姿としてどうなのかなということに思い至ったわけです。

さらに大変なことが起きました。6月1日号、村の回覧板です。その見出しは、中学3年生までのお子さんの医療費の給付方式が変わりますとなっていました。まだ議決されていない条例案が、議会開会前の回覧板という形で執行されたということをこれはあらわします。あり得ない現実に向き合って、なぜこういうことが起きるのか。こういう村の姿勢は議会を不要とするものにも解釈できます。村の根幹とする条例というものに対する認識がずれているのではないかと。

行政が条例案をつくり、それが議決されるということはどういう意味を指すのか、また、 今回の回覧板の取り扱いがどのような考え方で行われたのか、担当課長と村長に伺います。

○議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長(上條文枝君) 塩原議員、2つ目のご質問についてお答えをいたします。

先ほどの答弁でもお話を申し上げましたが、朝日村は福祉医療費給付金につきまして、要綱で昭和58年から事業を進めてまいっておりました。県のほうでは、条例の改正ということは、先ほどおっしゃったように研修会の折にお話がありまして、この事業につきましては、対象年齢を幾つにするかというところがキーワードになっておりまして、この通知を、今後の事務がスムーズに進められるために各医療機関へ通知を出さなければならないということで、12月までに条例改正をしてくださいということで進んでおりました。

村につきましては、要綱でございましたので、内部で進められるということ、当初予算を組むに当たりまして村長のほうと協議をしました。その結果としましては、村としまして、一時立てかえ払いを今度はしなくて済むということで、当初から家計のご負担が減るような形になります。ただ、高校生になりますと病気にかかる頻度、それから両親の方の働く所得もふえる等々で、医療費の立てかえ、本来ならばしたほうがいいということはございましたけれども、先ほどお話ししたように、医療費が伸びる、それから、国保制度のほうではこの福祉医療費のほうを6歳までというふうに定めておりますので、それを超えた……

[「回覧板の答えを求めています」の声あり]

○住民福祉課長(上條文枝君) 回覧板のほうにつきましては、できるだけ早く皆様のところにご周知をしたいという思い、それから、県のほうからもそういった通知が参っておりましたので、要綱の改正のほうと同時に進めておりました。

今回、各市町村の条例の関係が朝日村だけ、私の情報ですけれども、条例で制定しているところが多いということ、それから、予算的にも大きな金額がかかっておる関係で、この制度を市町村サイドだけでのものではまずいのではないかということで、担当のほうと協議し、村長に報告をし、今回、6月議会のほうへ新しく条例として制定をさせていただいたものです。

ですので、議会の皆様に、議会議決前に回覧板が出てしまったということはおわびを申し上げなければなりませんけれども、その条例の中身につきましては、要綱と大筋は違った内容で今回条例制定をしておりませんので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

- ○9番(塩原智惠美君) 村長は今回の回覧板についてどのようにお考えですか。
- 〇議長(清沢正毅君) 中村村長。

以上です。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長(中村武雄君) 今、担当課長が申し上げましたように、回覧板に出した時期は要綱でまだ進んでいたと。しかし、それが県とかいろいろ、県内で要綱は朝日村だけという感じだったので、それを私も知ったのは最近ですから、これは当然条例にしようと。これをしたのが回覧板に出した後ということでご理解をいただきたい。

○議長(清沢正毅君) 塩原議員、再質問はございますか。 塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

○9番(塩原智惠美君) 回覧板はもっと早くから多分庁内で調整をして準備をしていると思います。今回、議会に議案として出すこの条例案については、それよりも早くに、その時点、私わかりませんが、とにかく条例案がよそにあってうちがなかったなんていうことを把握するのがつい最近だなんていうことが、これそのものが、事務が一体どういう事務をやっているのかということを問いただしたくなります。そういう情報は事務をやっている人がきちんと、自分のところの村はどういう状態になっているかということは把握しておくべきことではないですか。

それから、予算ができました。関係の予算です。これは条例案を今、出す前でなく、条例案はせめて3月の議会ですよね。県の指導がある、もうその時点で、うちの村はどうしようか、要綱だけれども、条例どうしようか、それを検討するステージ、そして、じゃ、条例案、今、うちは、よそはどうなっているんだろうとやる。すると年内にはわかるはずです。じゃ、条例の整備をして、準備をし、8月実施に間に合わせる。県はそのための会議を開いているんですから。ちょっとうちの村の事務の様子が私には見えません。理解できませんが、ちょっと私、そのことについて、とにかくあるまじき行為なんです。村長、十分承知しているはずです。条例案が出ていることを。そして回覧板が出る。では、担当課と村長は一体どういう仕事をやっているんだということにもなりますよ、これは。とにかくあるまじき行為です。それで、ちょっと私調べたんです。朝日村、56のうち町と村がありますが、7つの町村が残っていた。つい最近、阿南町というところが15歳から18歳に拡大して、しかもこの町は昨

年9月に議会で15歳で決めています。それをことしの3月になって18歳まで拡大したという 町です。

今、朝日村は56の中の6カ所の中に入っています。9割が18歳を採用しています。この6カ所ですが、野沢温泉、泰阜村、それからもう一カ所、ちょっと忘れましたが、そこは15歳まで、これは制度が15歳なんです。残りの朝日村、下條村、山形村です。山形は昨年の9月に条例の改正をしました。ただ、そのとき、山形の事情は、まだ県下の動きがわからなかった。それから、県から早く条例の整備をするように言われていた。下條です。福祉医療の対象に高齢者をやっています。70歳以上の高齢者、50%から60%の自己負担の部分について村が一般財源を出しています。これは特殊事情です。

朝日村です。これは村長がたしか政策で、他に先駆けて18歳という村の子育て支援の目玉事業だったんです。それをなぜ、朝日村はそのほかに特殊事情があるわけではなく、担当課に聞いたら、160人高校生がいると聞いています。少子化でこれは減っていきます。あの回覧板を見た親が言ったんです。保護者です。私は中学生と高校生がいると。なんで、どうしてここで切るんですかと。高校生になると体ができてくる、医者にかかりにくくなると言っています。もしかかるならけがくらいだと。高校生になると部活とか、それから通学費、それからいろいろな生活上のものにお金がかかるようになると。これが500円で済めばとても助かると言っています。しかもこの18歳の対象のところには障害者とかひとり親家庭も対象になります。

この福祉医療の条例の第1条に目的があります。早期に適切な医療を確保して、医療費に係る家計への負担を軽減する、その上で福祉の増進を図ると言っています。どうなんでしょうか、村長。せっかく築いたこの実績をさらに充実させる、そのために、今これ審議中ですので、18歳まで引き上げるというのは最初が肝心です。どう思われるか、お願いします。

〇議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長(中村武雄君) まず、今担当者が申しましたように、朝日村は要綱ができたというのは58年から。塩原議員、役場の職員のときからですよ、はっきり言って。なぜ私が今回この話を聞いた、なぜこんなことを朝日村はやっているんだと、これが私の第一印象です、はっきり言って。今までの皆さん、何をやっていたんだ。それは塩原議員、天唾になりますよ、はっきり言って。

ということでありまして、今回は、私は条例に先あると。条例にさせていました。そのときに、私は既に18歳まで医療費無料で今までやってきています。窓口で500円だけ担当者がお金をかかっています。今回はいわゆる県・国が、いわゆる今回は基準でいく以上に、私どもみたいに先行したところにはペナルティーが出ると。これは余分な話ですから、せっかくいいことをして、またお金を余分に取られるのでは、これは少し考えたほうがいいということで、隣の村もまだ同じ歩調を合わせておくということで、現実には担当者同士は、塩原議員も隣の村へ一生懸命で、塩原議員ではなくて議会事務局ですと聞いたようでありますが、これは私ども耳に全部入っていますけれども、そういうことも含めながら、もっと天唾にならない質問にしていただきたい。

以上です。

○議長(清沢正毅君) 塩原議員、再質問はございますか。 塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

○9番(塩原智惠美君) 村政はずっと長く続き、時の村政が間違った事務があれば正していく、そして、よりよい方向に村民生活のために築いていく、これが村の姿だと私は思っております。

それで、ペナルティーの件ですが、そもそも今回、小学校以上のことを現物給付にすることはペナルティーなんです。そのペナルティー、それをただ18歳、今せっかく朝日村はやっているのに、大した数字が出ていないと思いますが、それができないことは、今現在は審議中ですが、今現在は村長の見解はちょっと違うと思いますので、ただ、私たちはこの条例案を審議するということは、常に村民のサイドに立って、私たちの後ろには抱えている村民がいます。村民の代弁としてここで私は申し上げております。その私たちが今回議決したことは私たちに責任があるんです。ですから申し上げているんです。

それで、この私たちの手引、議員必携というのがあります。先ほどの回覧板のことについてちょっと気になりましたので、私読んでみたんです。そうしたらありました。それは議会の使命という項目にあったんです。村は物事を進めるに当たり、まず条例などルールを決め、その後、必要であればルールの内容に沿った予算を編成する。条例や予算について、村の立場はあくまで提案する側で、そのよしあしを判断するは議会であり、議決をもって執行となる。したがって、村が執行するのは議決後となり、これは首長の独断専行を許さない建前があるとありました。なぜこの原則があるか。それは条例が村民の権利や義務に大きくかかわ

るからで、まさにこの福祉医療はそうです。主体が村民だからであり、議会のチェック、監 視機能はあくまで住民の立場に立つことにある、こう書かれています。

その観点で、今回は、これが最終日20日です。慎重に検討を重ねて判断していきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(清沢正毅君) これで塩原智惠美議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで昼食の時間に入りたいと思います。

午後の開始時間、13時15分にさせていただきます。よろしくお願いします。

休憩 午後12時08分

再開 午後 1時15分

○議長(清沢正毅君) 予定の時間となりましたので、一般質問の午後の部を開催をしたいと 思います。

◇ 林 邦 宏 君

○議長(清沢正毅君) それでは、早速、次に、10番、林 邦宏議員。
林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

〇10番(林 邦宏君) 10番、林 邦宏です。

私は3件について質問させていただきます。

まず、第1問目の災害時相互応援協定の締結については、先ほど小林議員のほうから質問がありまして、それで答弁されていますから、私も必要な箇所だけ質問したいと思います。

相互応援協定につきましては、私、議員なりたての平成23年9月に一般質問で、ぜひ県内だけでなくて県外の市町村とも提携していただきたいというような申し入れというよりも提案をしてきましたら、7年ぶりにそれが締結されたことに関しては感謝しております。

そこで、ちょっとお聞きしたいのは、まず、三重県の朝日町、それから山形県の朝日町、

それから富山県の朝日町と当村の3町1村で相互応援協定が締結されたわけなんですけれど も、これを運営していくために、円滑に対するためにはどのような体制づくりが構築されて いるのか、まずその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。 上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

- ○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、林議員ご質問の災害時相互応援協定の締結についてでございますけれども、先ほど小林議員の質問でお答えさせていただきましたとおりですので、災害時相互応援協定の内容につきましては、それでお願いしたいと思います。それで、今、これから円滑に対処するためにどのような体制整備かというご質問でございますけれども、この協定の中で、各町村に連絡責任者を置くということになっております。そういったことで、毎年防災担当者の連絡先を確認し合う中で連絡をとらせていただきまして、有事の際には対応できる体制をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
 林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

- **〇10番(林 邦宏君)** そうしますと、その体制づくりの対応するわけなんですけれども、 どの部署がやられるのか、その辺具体的に教えていただけたらと思います。
- ○議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

- **○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君)** 林議員の2回目のご質問でございますけれども、担 当部署につきましては、総務課の防災担当のほうで当村におきましては担当させていただき ますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
 林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

○10番(林 邦宏君) 8月1日に愛知県の西尾市と協定を結ぶ予定になっているんですけれども、その内容については、3月27日に締結した朝日の3町1村の締結と、もし同じなら

いいんですけれども、違うところがありましたらご説明お願いします。

○議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

- ○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) 林議員のご質問の西尾市との応援協定の内容ということでございますけれども、こちらにつきましては、現在西尾市の担当者のほうと調整を行っている状況でございますけれども、西尾市のほうから提示いただきました協定書の案につきましては、先ほどの全国朝日で締結した協定書とほぼ同じ内容になっておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
 林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

- ○10番(林 邦宏君) それから、10月19日に3町1村で友好親善町村の調印式を行うということになると思いますけれども、西尾市とはどういう、友好親善市村の調印はするのかしないのか、その辺はいかがでしょうか。教えていただきたいと思います。
- 〇議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

- **〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君)** 林議員ご質問の西尾市との友好提携につきましては、 村長が本定例会の冒頭、提案説明で申し上げましたとおりでございますので、よろしくお願 いいたします。
- ○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
 林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

○10番(林 邦宏君) 村長の提案説明の中では、友好な関係を対応していくというふうなことで、その調定についてうたっていなかったものですからこんな質問になったわけなんですけれども、今のご説明で理解いたしました。

以上をもちましてこの質問は終了いたします。

○議長(清沢正毅君) 林議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。
林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

○10番(林 邦宏君) それでは、2問目の質問をさせていただきます。

新庁舎竣工記念式典の総括は。

立派な招待状をいただいたので、恐縮しながら竣工記念式典に参列させていただきました。 村外から高校の同窓生が松本広域関連の来賓として4氏が参列され、式典の感想をそれぞれ の方からいただいております。

私自身は、まず百年の計で、村民に親しまれる庁舎にするためには、竣工のお祝い事は全村民に周知し、記念品となる新庁舎のご案内の冊子や新建新聞の号外等は4月30日までに全戸に配布しておくべきではなかったか。それにカラマツ材等の記念品などを添付してという思いがあります。それで、1カ月後の配布については、やはりこれはもう至るところからブーイングが出ております。

小学生、それから中学生のコーラスへの参加は大変良好であったかと思います。来賓者のおもてなしでは、湯茶等の提供の気配りがなされておらず、異口同音に不満であったとの声でした。また、帰宅され、奥様から、きょうの竣工式はの問いに、これだよと記念式典の封筒を差し出すと、奥様は、中身は新聞だけ、こんな会話だったという電話をいただいております。

また、多目的会議室が議会の議場になることに関し、傍聴者の出入りする入り口が設けていないのはまずかったねと指摘されており、また、他にはいろいろな感想がありますが、これらを含めて、当局の総括をお聞かせください。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、林議員ご質問の、新庁舎竣工式の総括は というご質問でございますけれども、こちらにつきましては、村長が本定例会の冒頭、提案 説明でも申し上げましたとおり、新役場庁舎の竣工式には太田副知事を初め国会議員の皆様、 松本広域関係の皆様、関係する村民の皆様等、多数の方々のご参列を賜り、百年の計であり ます朝日村新役場庁舎のスタートにふさわしい竣工式が挙行できたものでございます。

新庁舎の案内のパンフレットにつきましては、竣工式当日は執務室が会場となったため、 執務室や議場の椅子、机は竣工式の後に搬入を行ってございます。このため、竣工式当日の パンフレットは必要最低限に作成をいたしまして、村民の皆さんに配布したパンフレットに つきましては、庁舎内の家具や備品が入った状態の写真と入れかえをさせていただきまして 配布を行ったものでございます。

また、建設新聞の号外につきましても、こちらにつきましては、庁舎建設にかかわっていただきました建設業者各社で作成をいただいたものでございます。5月5日の発行ということで、当初は竣工式の出席者のみに配布する部数をいただいておりましたけれども、竣工式終了後、無料で増刷をいただけたため、竣工式のパンフレットとあわせ各世帯に配布をしたものでございます。

次に、竣工式の湯茶の接待でございますけれども、当日は100人を超える出席者がおられまして、湯茶の接待につきましては、村外からの主賓のみに限らせていただいておりました。また、記念式典での配布物や記念品につきましては、県や県内の市町村の状況を電話で問い合わせさせていただきましたが、こういうご時世で、紅白まんじゅうや赤飯、また記念品など用意したところは少なく、お金もかかることでしたので、記念品は用意せず、後日関係者に、庁舎建設の経緯などを映像で紹介したDVDを配布させていただくことといたしました。

また、議場につきましては、議会閉会中は会議室として利用できるよう整備を図ることと し、庁舎の基本計画の段階からその方針は決めておりまして、議員の皆様もご理解いただい たものと思っております。

また、議場の間取り等につきましても、設計の初期段階から入り口は1つになっておりまして、庁舎建設委員会のほか議会でも機会あるごとに説明をさせていただいておりますので、 ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

○10番(林 邦宏君) まず、新庁舎の建設にかかわる29年度予算は総額で1,000万円になっております。このもう既に内容については精査されていると思いますけれども、どういう結果になったのか教えていただきたいと思います。

それと、その当時、竣工ビデオは160万円という予算が計上されておりますけれども、それはどのようになっておられるのか、それもあわせてお願いします。

○議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) 林議員の2回目のご質問でございますけれども、庁舎の竣工式の費用ということでございますけれども、庁舎の竣工式につきましては、130周年の記念とあわせて行ってございます。130周年記念ということで、庁舎正面のロータリーのところの造成、それにつきまして、その1,000万円の費用で見ていたものでございます。

それと、竣工式のビデオでございますけれども、当初、全世帯にDVDで配布する予定にしてございましたけれども、先ほど北村議員のご質問と同じように、各世帯にDVDを見る環境があるのかという部分がございまして、130周年の記念のDVDと同様に、竣工式の記念ビデオにつきましては、AYTの特別番組で放送させていただくこととしまして、一部を図書館のほうに置かせていただいて、必要な方はそこから貸し出しをしていただく、そういった形にさせていただいております。

それと、村外、当日竣工式に出席していただきました関係者の皆様には、一応DVDで配布を考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

- ○10番(林 邦宏君) そのビデオなんですけれども、竣工式の式典の段階で放映されたあれが該当のビデオなんでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。
- ○議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) 林議員のご質問でございますけれども、DVDの内容ということでございますけれども、配布させていただきますDVDにつきましては、竣工式当日に流しました庁舎の建設の経過のところに、庁舎の竣工式の模様もあわせて収録したもので用意をしてございます。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

- ○10番(林 邦宏君) 先ほど私質問したんですけれども、29年度の予算で、1,000万円で新庁舎の竣工式という形で、130周年とはそれほどの関連はないんじゃないかなと思いますけれども、特に、あるとすれば竣工式準備で、委託料の中というか、懸垂幕で祝朝日村開村130周年というのが目について、あとのものはほとんど役場竣工式にまつわるものであって、もう既に実績の費用はもう算出されているんじゃないかというふうに踏んでいるんですけれども、その辺を再度伺いますけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

- ○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) 竣工式用の1,000万円の事業費の内容でございますけれども、こちらも予算のときから説明させていただきまして、ロータリーの中の造成ということで、ロータリーの部分の中の松とか石の設置、あとブロンズ像の設置、そういったものを竣工式にあわせた130周年記念事業ということで実施をしてございますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
 林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

- **〇10番(林 邦宏君)** 私の質問の内容は、その執行された費用の実績を尋ねているつもりでいますけれども、その辺よろしくお願いします。
- ○議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

- **○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君)** 細かい費用の明細、今ちょっと持ち合わせがございませんので、それにつきましては9月の決算のときにご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
 林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

〇10番(林 邦宏君) 先ほど、村外から当村の竣工式の式典に参列されて、その家人の方が、新聞だけというのは、そういうニュアンスでそういう会話があったということを聞いて

いまして、やはり私どもが見ても、やはりそれはやはりPRが主体であって、本当に親しまれる役場庁舎というようなイメージからはちょっとニュアンスが違うんじゃなかろうかななんて思っております。

いずれにしても、やはり役場庁舎の建設に関しては、30日にそういう式典があるということは全村民に周知して、そしてそれなりきのこういう中身ができているんだなという形で、やはり親しみなり関心を持っていただくためには、やはり4月30日までにはちゃんと各家庭に配布されて対応するべきじゃなかったかなと思いますけれども、その辺はどのように考えますか。

特に、その当時、4月13日は区長会、それから地区長会等が開催されていて、対応すれば 幾らでも私は間に合ったんじゃなかろうかなと、そのように考えていますけれども、その辺 お聞かせください。

○議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

- ○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) 林議員ご質問の事前の周知という部分でございますけれども、これにつきましては、回覧板、それと広報、それと区長会、それと地区長会、それぞれでお話をさせていただきまして、事前に皆様には周知をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
 林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

- ○10番(林 邦宏君) あと、130周年の開村記念の中に、小学生の子供議会というのを10 月から11月ぐらいというふうな計画になっておりますけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、あの場所でもしそういう人員をどのように配置するのか、場所でやれるのかやれないのか、その辺をあわせてお聞ききしたいと思いますが、よろしくお願いします。
- 〇議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) 林議員のご質問でございますけれども、今回の質問 とはちょっとまた違う内容と思いますけれども、130周年事業につきましては各種事業を計 画されております。内容とか詳細につきましてはまたこれから詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

- **〇10番(林 邦宏君)** あと、聞きたいこともありますけれども、多分それはほぼNGになると思いますから、これでこの2番目の質問は終了いたします。
- ○議長(清沢正毅君) 林議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。 林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

○10番(林 邦宏君) 新庁舎象徴木の伐採時期の確認について。

3月定例議会一般質問の象徴木のできばえ評価にかかわる追跡質問となります。

これにつきましては、この質問なり内容を見た方等の負託がありまして、とにかく朝日村の山の神の執行する中身、それからやはり用材がどういう時期に切られたら適切な用材になるのかと、そういう観点からの質問で、議員が言っていることと、それから村長の言っていることがどちらが正しいんだというような質問で、今回再度質問するような形になりました。 樹齢300年、160年のヒノキ寄贈木は、磨き丸太に加工され、1番玉は村民交流ホールに、2番玉はメーンアプローチにそれぞれ据えつけられております。美しい木肌に発生している無数のひび割れの原因は、適正な時期に伐採されていなかったのではの質問に対し、村長答弁は、冬の適正な時期に伐採しているでした。

そこで、樹齢300年、160年の寄贈ヒノキの伐採期日をお尋ねいたします。

O議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

〇村長(中村武雄君) 先ほど、林議員だと思いますが、私の机の上に報道の写真がありました。

以上です。

○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。
林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

- ○10番(林 邦宏君) 今の答弁では、やはり私のお尋ねにはなっていないんじゃないかなと思います。要は、村長は冬期の適切な時期に伐採しているという表現をしていますけれども、それがそのとおりかどうかということを尋ねているわけなんですけれども、伐採の期日を、いつされたのか、それを私はお尋ねしているわけです。
- **〇議長(清沢正毅君**) 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長(中村武雄君) ことしの3月の質問のときに、まさに用材は冬の間に、これは私が言っております。それは三区生産森林組合、西洗馬生産森林組合、古見区の山林、この3カ所を買いまして、カラマツの伐採は適正期にしています。それ以外に貴重な古木を8人の個人と2つの団体から7種類の木をご寄附をいただきました。そのうち、要は、寄附していただきましたものを逆に今度はどう活用するかが寄附をいただいてからの考え方になります。

そこで、300年、160年につきましては、製材にするには3月までに伐採しますが、皮をむいてそのまま使おう、そうなりますと、少々水が上がるときでないと皮がむけません。そういう状況で、先ほど私が申し上げましたように、林議員が私によこしたように、4月の報道がありました。それであります。

以上です。

○議長(清沢正毅君) 林 邦宏議員、再質問はございますか。
林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

○10番(林 邦宏君) 今、丸太の磨き材にするから水が上がってからというふうな答弁ですけれども、それは私は大違いだと思います。水が上がってからでは、やはりこれは、木というのは外側の外径側と、それから中とでは、もう含水水分量が全く違います。そうすると、もうそれですぐ、この間の先日の竣工式のときのビデオを私は拝見していますけれども、あんなことをすると、ああなったのは、要するにひび割れするのはもう当たり前だなと。だから、私の思うには、やはり的確な時期に伐採せずに、なおかつそういう加工したことによって、やはり木調というのか、いい意味での立派な、そういう材木が評価がうまく表現できなかったんじゃないかと、そのように私は捉えております。

ですから、水が上がってからするというのは、これは、私はやはりそういう銘木の加工業 者からいいますと、それはもうとんでもない話だと。やはり含水率が表面と中身が同じくな るぐらいにやはりなるまで、やはりそれまでに自然乾燥なり何なりしておかなくてはいけないと。ですから、当然木が活性化されてきますと、基本的にはそういう含水の比率が中と外部とが違い、そして、なおかつそこに皮なんかむいてしまいますと、基本的にはもうひび割れが入るのはもう当たり前だというようなことです。

これについては先ほど申し上げましたとおり、その辺のやはり対応が、今はそういう銘木 屋さんがなかなか存在しなくなってきていますけれども、これは在来工法がすたれている背 景かもしれませんけれども、やはりそういう面では、自然乾燥をやはりワンステップおいて やっていかなくてはいけないかなと、そういうふうに思っております。その辺いかがですか。

〇議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長(中村武雄君) この伐採については私の決定でやったんじゃないです。まさにプロの皆さんがやったことです。ですから、要は、まるで今言ったように、どこかの銘木屋さんで製材にするのは冬の間です。全く同じです。しかし、皮をむいて表面をきれいに出そう、これは冬場のものではただ傷をつけるだけで、いわゆる見せようと思う表面に傷をつけるだけになっています。そういうことで、これはプロのほうからの判断でさせていただいたということであります。

そこで、私も今回、木造庁舎をつくるにつきましては、国内のいろいろなところを見ておりますが、十分こういう100年の古木を、支柱をいわゆる2階まで通してつくったものがありますが、当朝日村のこの材よりもほかのところはいっぱい傷が入っています。しかも、林議員が言いましたように、それだけにするには、300年のものをまさに含水率を落とすには1年や2年ではならない、そのぐらいのことは林議員も知っていると思いますが、時間がかかります。しかし、今回は28年に伐採をして29年の建設ですから、時間がないことも事実です。

でありますから、要は、今のこれだけの表面をきれいにもたした、これだって大変な話なんです。ですから、どうも林議員知っているようなつもりで、私から見るとちっとも知らない、そういう状況です。

以上です。

○議長(清沢正毅君) 林議員、再質問はございますか。

林議員。

[10番 林 邦宏君登壇]

○10番(林 邦宏君) 磨き丸太をつくるのに、子供でも皮のむけるような状態でするというのは、これはやはり銘木業者さんに多分聞いていただくとわかると思いますけれども、それはやはり邪道じゃないかなと思います。やはり業者さんは今何をやっているかというと、しっかりとそれなりきにちゃんと、要するに休眠期に落葉をしてから、そして、やはりそれはどうやってやるかというと、今やはりいろいろな便利な機器がありまして、高圧水を噴射させて、そして木をきれいに皮をむくと。だから、高圧水を噴射させるためには絶対傷があってしまうとそれが悪さするというようなことで、つり上げ伐採等をして傷をつけなくてやったということに関しては、やはりそれなりきのところは評価いたしますけれども、それ以降に関しては、ビデオのとおり、やっと子供らでもむけるような状態で加工しているんだったら、やはりそれはやはり邪道だというふうに私は理解しております。

この話をいろいろしても、その辺でやはりこの地にどういう業者さんにお願いしたかわかりませんけれども、その業者さんは、やはりそういう面では非常に知識なりそういうノウハウを持ち合わせておらず、また当然そういう設備も持っていないからそういう時期にやったというふうにしか考えられないものですから、この話を繰り返しても水かけ論でありますから、この辺でこの質問は終了いたします。

ありがとうございました。

○議長(清沢正毅君) これで林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 髙 橋 廣 美 君

〇議長(清沢正毅君)次に、1番、髙橋廣美議員。髙橋議員。

[1番 髙橋廣美君登壇]

○1番(髙橋廣美君) 1番、髙橋廣美です。

私は今回、2問質問をさせていただきます。

まず、1問目でございます。地域の活力維持と医療費抑制のために健康寿命を伸ばす施策 についてをお尋ねをいたします。

健康寿命とは、介護の必要がなく、自立して生活できる期間を示し、平均寿命との差は、

男性約9年、女性で約12年の差があります。不健康期間が長いままだと、人口減少と高齢化が加速する中で、地域の活力が失われるとともに、医療、介護費が拡大し、村の財政を圧迫するおそれがあります。

長野県においては男性平均寿命全国第2位、健康寿命は20位、女性は平均寿命第1位、健康寿命は27位で決して喜べない状況です。

健康寿命延伸のため、生活習慣病の予防促進として幾つか挙げられます。まず、運動面に おいては日常生活の歩数の増加、また、栄養と食生活においては食塩の摂取量減少、一日の 野菜摂取量の増加、その他、禁煙、飲酒等があると思います。

当村においては既に取り組んでおり、一定の成果をおさめているのは承知をしているところですが、ここで提案であります。健康ポイントマイレージ制度というのがあります。この制度は登録、参加した住民に対し、健康教室、セミナー等への出席、特定健診等の受診、歩数増加など、健康づくりの取り組みの実績に応じて地域商品券や景品などと交換できるというものです。健康無関心層の行動を変えるインセンティブとするのが狙いです。

お金や物で人を釣るという行為という批判があるかもしれませんが、現在、都道府県で24 団体、市区でも435団体により既に実施をしており、厚生労働省も認めているところである と聞いております。当村でも一考の余地があるのではないかと思いますが、いかがでしょう か。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

[住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇]

○住民福祉課健康づくり担当課長(原 貞子君) それでは、髙橋議員のご質問の地域の活力 維持と医療費抑制のために健康寿命を伸ばす施策につきましてお答えさせていただきます。

経済が発展して、医療水準の向上に支えられ、平均寿命は高くなりましたが、今は単に長寿を全うするだけではなく、生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送れる健康長寿の延伸が多くの皆様の願いになっております。この願いをかなえるためには、お一人お一人がみずからの健康は自分でつくるという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態に応じて、具体的に健康寿命延伸に向け第一歩を踏み出すことが重要です。

しかし、髙橋議員ご質問の中にもありました、自分自身の健康に関心が低く、健康づくり の取り組みを実施しない健康無関心層が多く存在していることも事実です。厚生労働省では、 この健康無関心層は健康づくりの対象となる住民の約7割も存在するという調査結果があっ たとも言っております。

村といたしましても、健康に関心の薄い方々へ健康づくりに向けた第一歩を踏み出していただけるように、本年度もさまざまな事業を進めております。健診の土曜日開催、特定健診料金の引き下げ、がん検診の無料対象者の拡大、人間ドックの補助金の増額、健康教室、運動教室、減塩対策の料理教室等さまざまな事業を進め、広報、回覧板、告知等で周知はしておりますが、受診者や参加者が少なく、まだまだ健康に関心が薄い方が多くいるということも事実でございます。

この健康無関心層の方々も含め、健康意識の向上には、髙橋議員のご提案の健康ポイントマイレージ制度はとても有効な制度だと思います。この制度は、お一人お一人が健康は自分がつくるという意識を持ち、健康づくりを実践、行動を起こしていただくため、それぞれの年齢や健康状態に応じた魅力的なインセンティブ、誘因、誘導を提供し、健康づくりに関心を持っていただき、いかに健康寿命を伸ばすことができるかが重要と考えております。

この制度において、厚生労働省はガイドラインを設け、個人にインセンティブを提供する 方法として、ヘルスケアポイント、物品に交換するポイントの取り組みもよい方法であると 言っています。ただし、保険料などの額や率に反映することは無理としております。また、 この取り組みが同一の個人や集団に対して恒久的に行われることは避けるべきであるとも示 しております。

このインセンティブの活用方法として、第一段階は、健康づくりに参加するきっかけづくりとする。健康無関心層の方々を巻き込み、健康とは関係のない報賞も活用して幅広く提供していくこと。また、第二段階は、健康づくりの維持として、本人の努力や成果を評価し、継続の意欲喚起となる報賞の活用に提供していくこととしております。

このインセンティブの取り組みを効果的に行うには、魅力的な報賞の内容が最も重要です。物品、称賛や励ましもモチベーションを上げる効果もありますが、さらに有効なのは、ポイントを付与して、ポイントの使い道を健康とは関係のない地域振興券、商品券、施設利用券、割引券など有効だと思います。さらに、地域振興券等で地域に還元することにより活性化もされ、よい循環が生まれることと思います。また、小学校、保育園などに寄附をする社会貢献にも活用するなど、たくさんの用途を用意しておくことで、効果的なインセンティブが機能すると考えております。

ただし、金額が余り高価過ぎますと、村民の皆様から不公平感が生じてしまうことも予想 されるため、リーズナブルなものとしていく必要があるのではないかとも思います。 特定健診受診やがん検診受診、健康教室の参加、または、みずからウオーキングをしている人、スポーツジムに通っている人などにどのようにポイントを付与するのか、インセンティブの種類、内容など、今後実施している市町村などを参考に、また、健康村推進協議会におきましてもご意見をいただき、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 髙橋議員、再質問はございますか。
髙橋議員。

[1番 髙橋廣美君登壇]

○1番(髙橋廣美君) 原課長の答弁ありがとうございました。

提案に対して関心を持って今後検討していただくというご答弁をいただきましたので、ぜ ひ、いろいろな方法があると思いますが、いい方向で結べるように検討していただきたいと いうふうに思います。

最近、ある薬学博士の話を聞く機会がありまして、がん対策、この話がありました。オプジーボとは新しい薬品、または高度な治療方法多々ありますが、やはり最終的には早期発見、早期治療ということで、村の健診とか自分たちの努力、そういったことが健康増進につながると、そんな話で結んでおりました。ぜひ村民挙げて健康づくりに励んでいければというふうに思います。

以上で1問目の質問を終わりにします。

O議長(清沢正毅君) 髙橋廣美議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。 髙橋議員。

〔1番 髙橋廣美君登壇〕

○1番(髙橋廣美君) それでは、2問目の質問をお願いします。

新しい田舎暮らしの提案についてということでございます。

当村は今や自他ともに認める農業立村であり、その実績を見れば明らかです。過去においても、今後のその施策においても異議を唱えるものではありません。しかしながら、農村には小規模、中規模を含む多様な農業経営体があり、少量多品目の農産物を直売所であるとか産直ルートで販売し、生活の糧とする人もいます。

近年、半農半Xという就労形態を望み、田舎暮らしに憧れる人たちも多くいると聞きます。 この半農半Xとは、自給的農業を中心に、自分の趣味、特技、または他の現金収入を組み合 わせた生活スタイルを指します。 群馬県の上野村の例ですと、地域資源を生かした雇用に、村と地域の団体等が、自分の生き方や暮らしを考えて仕事を選びたいという都会の若者に、村での仕事と暮らし、この両面の提案をし、定住促進に成功していると聞きます。このようなことを当局の見解はいかがでしょうか。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔產業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) それでは、髙橋議員ご質問の新しい田舎暮らしの提案についてお答えをさせていただきます。

まず、髙橋議員ご提案の半農半Xにつきましては、議員ご発言のとおり、農業を組み入れ、 自給自足を試みながら、自分の生きがいとなる仕事を同時に追求するという新しい生き方、 暮らし方として1994年半ばごろから提唱されたものと聞いております。

この言葉の提唱者によると、持続可能な農のある暮らしをベースに、自分の才能を世の中のために生かしていくのが半農半Xとされております。Xイコール生きがいになる仕事という捉え方で、自分の時間の半分を使って自分や家族の食べ物をつくるための農業を行い、残りの半分の時間で自分がやりたいことをやろうという生き方、例えば半農半サラリーマンとか、半農半アーティストがあったり、半農半公務員というような考え方ではないでしょうか。半農の捉え方としては、農業以外の仕事をしている方が農業を生活に組み込む、いわゆる農業への回帰。兼業農家との違いでは、もともと農家の人が農業以外の収入を求める農業からの脱却というような定義もあるようでございます。どこまでを半農と捉えるかは考え方かと思いますが、いずれにしましても、このような生き方、暮らし方に憧れる方がふえているということでございます。

そこで、当村において考えてみますと、人口減少社会の中で、人口の維持、また農業の担い手確保は継続した課題であると捉えており、半農半Xという生き方、暮らし方を考える方の移住・定住などもその課題解決の一つの手段であると考えるところでございます。

しかしながら、このような暮らし方を考える方々を受け入れるにはさまざまな課題もある と考えますので、今後研究を行い、どのような取り組みを行えば課題解決につながるのか、 検討が必要であると捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長(清沢正毅君) 髙橋議員、再質問はございますか。

髙橋議員。

〔1番 髙橋廣美君登壇〕

○1番(髙橋廣美君) 半農半X、いろいろな捉え方があるのでなかなか難しい面もあるんですが、私はもう一つ提案したいところは、このこういった形で移住を求めておる人々、今、農業をこれからどう発展させていくかという点では、大規模農家に照準を当てて農地を大きくしよう、また、そういった開拓をしようという動きが当然あります。そこから外れた地区もある程度の開拓をしながら、クラインガルテンという建物と農地というようなことではないにしても、農地の区画をしてそういった人たちに貸し出すとか、そのような応援も必要ではないかというふうに思います。

そして、このような人たちは、意外にという言い方もおかしいんですが、地区の人々との 交流も新しい生き方の中に考えていると。そういったことであれば、地域の課題解決、積極 的に飛び込んでいく、こういった人たちを多く受け入れることによって、新しい福祉といい ますか、そういった地区のお年寄り等との交流も含めた上で、最初私が申し上げました1問 目の健康村づくりというようなものにつながっていくのではないかというような考えも持っ ておりますが、その辺はどんなふうな受けとめでしょうか。

〇議長(清沢正毅君) 当局の答弁を求めます。

上條產業振興課長。

[產業振興課長 上條靖尚君登壇]

- ○産業振興課長(上條靖尚君) ただいまのご質問にお答えいたしますが、髙橋議員おっしゃるとおり、そういう形でそういう方々が村へ来ていただくことによって、地域に参加していただくことになれば、地域としての活性化にもつながることだと思いますし、また、健康福祉についてつながるということになるのであれば、もちろんそういう形になっていくのがいいかと思いますので、先ほど答弁させていただいたとおり、今後研究させていただく中で、健康づくり担当課等々とも調整をさせていただいたり検討させていただく中で、いい方向に課題解決になるのであればと思いますので、少し検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(清沢正毅君) 髙橋議員、再質問はございますか。
 髙橋議員。

[1番 髙橋廣美君登壇]

○1番(髙橋廣美君) 多様性の時代という言葉もあるとおり、これから広く移住者を受け入

れるという点では、懐の深い気持ちを持って、ぜひそんな対応をしていただければというふ うに思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長(清沢正毅君) これで髙橋廣美議員の質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

〇議長(清沢正毅君) 次に、3番、上條俊策議員。

上條議員。

[3番 上條俊策君登壇]

○3番(上條俊策君) 3番、上條俊策です。

私は質問項目1つということでお願いいたします。

新庁舎完成に伴い、気になる事項についてということで、新庁舎が竣工し、業務移転後2 カ月目になりました。村長以下、職員の皆様のこの1カ月の業務環境はいかがでしょうか。

さて、住民の皆様から種々の質問だとかご意見を頂戴しておりますので、それらについて 具体的に、端的にお聞きいたします。

1、まず、庁舎の西側の道路ですが、小学校方面から役場に入るのに、信号を経て入るのではなくて、今、西側の道路というのは貯水槽のところまでつくってありますが、この道路は役場の駐車場に入る道路となっていたはずだと。だけれども今そうなっていない。いつごろ当初の計画のようになるのかということであります。

近隣の皆さんからは、朝の通勤時に役場職員の方が東電道路から農協選果場へ行く、もう一個向こうの前からあった道ですけれども、そのすれ違いの、少し狭いので困難な狭い道を結構なスピードで来て、こっちの信号を通らずに通勤していらっしゃると。信号の待ち時間が、感応式でないのか結構待つこともあるようですが、そうはいっても、長くともそこで一、二分のことと思われるので、まず、当初計画の道路、役場駐車場おられる道路の完成までは、職員の皆さんの通勤時、個人住宅の敷地道でよけ違いするような、住民の方に迷惑をかけるようなルートではなく、信号まで行って通勤していただけないかということであります。特に、月曜日とか火曜日とか木曜日など、ごみの収集のある日、その日が特に要望であります。また、2番目としまして、東電道路側からコンビニに入る入り口は、当初計画では危険が

あるということでつくらないという説明であったが、現在それがつくられ、今はポールで車 両が入れないようになっていますが、なぜ当初の説明状況と変わったのか、住民の方もその 説明も聞いていないままに変えたのか、お聞きしたいということです。

3つ目としまして、夜間、庁舎の職員の駐車場側だけはまぶしいくらいの照明が点灯されておりますが、東電道路側、バイパス側、正門側は一つも街灯が点灯しておらず、真っ暗である。夜間照明施設というのがないのかとよく私も見てみましたら、庭園灯というか、そういったのが周りにずっとありました。何カ所あるかわかりませんが、当然点灯を3個に1個点灯させるとか、時間でコントロールするとか、そのぐらいの設計にはなっていると思いますので、電気料の節約とかいうこともあろうかと思いますが、防犯上も考えて、たとえ2つでも3つでも必要と思われるところを点灯すべきであると思いますが、お聞きいたします。

4つ目としまして、事務所のカウンターが全てハイカウンターで、当初計画はローカウン ターもあったと聞いておりますが、なぜローカウンターをやめたのかということであります。 農協さんの のところに行きましても、郵便局に行ってもローカウンターはあるわけです が、やはりローカウンターもお年寄りの方とかは欲しいなと、そういうことであります。

また、庁舎へ玄関から入ったときに、庁舎の案内板というものがなくて、どこに何があるのか行き場所に迷うと。今後、案内板は、まだ始まったばかりですからあれですが、設置する予定はあるのかどうか。例えば、トイレも表玄関入ったところに、どこがトイレかというのがわからないです。奥まった中のところにはトイレの、ここはトイレというのがありますけれども、そこへ入っただけではわからないということであります。

また、村民ホールと言われているところには湯沸かし場なり水道なりがないと。村民ホールということで、これからの利用ということを考えられておるわけですが、どこに行ったら水が飲めるのかと。水を飲みたいときはトイレのところに行って飲んだと、そういうことも言われました。

また、この庁舎は防災センター機能も持つと思われますが、緊急の場合、村民が庁舎に避難することはできないとは思えますが、避難することは可能か、また、防災センターの役割、 内容、大まかで結構ですので教えていただきたいと思います。

あと、8番目、この今やっております議会の議場についてですが、議会の傍聴規定を見ますと、議場は傍聴席とは分離されていなければならず、傍聴人の人数は40名までが傍聴できるという規定になっております。現状を見るに、議員席と傍聴席の仕切りが最初ここへ来たときになかったために、急遽つい立てぐらい用意してもらいたいということでお願いしまし

たところ、後ろへ仮仕切りといいますか、つい立てを用意していただいて、この議会を今やっております。

当初から、前の議会のときからだったんですが、議場は専用の議場でなくて、お金もかかるし、定期的にしょっちゅう使うものではないので、多目的に使えるようなことで利用できるようにということで要望しておりましたが、さりとて議場としての要件を満たしたものにするべきだと思います。入り口も1カ所で、重要事項の審議中でも議員の横を出入りする状態です。

今までは旧庁舎は危険ということで、暫定的にマルチメディアセンターを使用し、入り口も1カ所でありましたが、これから先、何十年と使っていく設備としてはちょっと不十分かなという観点で、どういう観点で設計されたのかお聞きしたいと思います。こういった机とか椅子とか、そういったものを考慮して、議場の規定を考慮して設計していけば、このような結果にはならなかったかなと思われるわけですが、改善できるところがあったら工夫して、本来の議場としてのあり方に沿ったものにしていただきたいと思います。

また、最後に、各入り口の自動ドアですが、なんで木製にしたのか、なぜガラスのほうがあかないのかとも言われます。普通、当然ガラスのほうがあくと思って、そっちへ行ってぶつかったとも言われました。木製のドアに、この入り口のドアはガラスが入っていますので、ドアだなということがわかりますが、ここはもう小窓もあるわけでなく、出入り口の表示もなく、小さくローマ字でAUTOという文字があるだけで、非常に戸惑い、緊張するとも言われました。今のドアがあいたとたんに向こう側に人がいたとか、そういったことも聞いております。

これからまた将来、長きにわたり使うものでありますので、誰でもわかりやすく使い勝手のよいものにするべきで、そんなことでけがをしたりとか、そういうことでは将来困りますので、ぜひ工夫していただいて、ドアにちょっと向こう側も見えるような感じでガラスを入れるような加工してもらうとか、そういうことをしていただければ安心かなと思いますので、以上、9項目にわたりましてご意向をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、上條議員の新庁舎完成に伴い気になる事項についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、庁舎西側の道路と職員の通勤についてということでございますけれども、庁舎西側の道路につきましては、基本設計の段階で東電道路からの進入道路として計画をしていたものですけれども、庁舎建設工事で庁舎の地盤を造成、現場で地盤高を確認する中、新田バイパス側の入り口の高さに合わせて庁舎の地盤を60センチ下げることになりました。これにより、東電道路と庁舎の地盤高の高低差も大きくなりまして、庁舎西側の道路はもともと勾配が急な道路でしたが、さらに急勾配になること、また高低差がふえた分、道路擁壁のボリュームも大きくなり、経費もかさむことがあり、取りやめをしてものでございます。

この進入道路につきましては、建設委員の中でも必要がないんじゃないかとの意見も多く あったものでございまして、昨年11月30日の第14回建設委員会でお話をさせていただき、了 承をいただいたものでございます。

次に、朝の通勤時に、職員が信号待ちの長い東電道路を回避し、農協選果場へ通じる道を通り、庁舎東側の道路から通勤をしているとのことでございますけれども、そのルートを通って通勤をしている職員は4名でございました。それぞれ確認をしましたところ、職員が通勤するルートにつきましては、2キロ以上は通勤距離に応じて通勤手当を支給することになっておりまして、自宅から庁舎までの最短距離を通勤ルートとして通勤届を提出することになっております。それぞれの自宅からその道が最短距離であるため通勤ルートとしていたものでございまして、長い信号待ちが嫌だということではなく、忠実に通勤届で設定したルートを通って通勤していたものでございます。

なお、職員の通勤が住民の皆様のご迷惑になっているとのことでございますので、今後、職員は住民の皆様の迷惑にならないで通勤するよう、職員に徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、東電道路からの入り口についてでございます。

東電道路側からの庁舎の入り口につきましては、将来的に東電道路の庁舎に面する部分が 歩道になることもございまして、東電道路側からの歩行者の入り口、それと自転車の入り口 として計画をしていたものでございます。そういったことで、自転車の駐輪場もそこに設け てございます。

また、入り口をつくるに当たっては、災害時や将来的に庁舎で大きなイベントを行う際の 出入りとしまして、近隣住民の皆様や東電道路の通行者の安全を確保するために、交通整理 員を配置して、交通の安全を確保してから利用させていただくことを想定しまして、車も入 れる幅の入り口とさせていただいております。通常は車の乗り入れはできないようポールで とめさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、夜間の駐車場の照明についてでございます。

現在、夜間点灯している照明につきましては、職員駐車場も兼用しておりますが、公用車の車庫用の夜間照明でございまして、災害などの緊急時には公用車で出動する場合があるため、公用車駐車場につきましては簡易的なLEDライトで、暗くなると自動点灯し、朝消灯するようになっております。

一方、駐車場の照明につきましては、執務室と宿直室のスイッチで手動点灯するようになっております。これまで1つのスイッチで全ての駐車灯が点灯する仕組みであったため、庁舎正面と東電道路側の照明スイッチを分けていただき、別々に点灯させることができるようになりました。

今後、正面玄関前の駐車場につきましては、夜間に会議があるときのみ点灯を考えておりますが、北側の東電道路の駐車灯は、夜間は点灯させ、一定時間で消灯させていただきたいと思っております。

続きまして、事務所のカウンターについてでございます。

事務所のカウンターにつきましては、ハイカウンターとローカウンターを検討した時期も ございましたが、執務室奥に3カ所の相談室を設けているため、高齢者の方で対応に時間が かかる場合などは相談室で対応するようにしております。

また、通常のハイカウンターは高さが110センチでございますが、新庁舎のカウンターに つきましては、古い庁舎と同じ90センチとしておりまして、高齢者の対応でも支障のない高 さとしてございます。

また、申請書を記入する記載台につきましては、椅子に座って記載ができるよう、ロータイプの記載台を2カ所設けておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、庁舎の案内板についてでございますけれども、庁舎の案内板につきましては、正面 玄関左のインターホンの場所、それと正面玄関を入っていただきました正面の掲示板の中に 既に設置をしてございます。

また、閉庁時間の夜間窓口の案内看板につきましては現在作成中でございまして、今は仮のもので対応させていただいております。

また、会議の案内ボードも昨日村民交流のホールに設置いたしましたので、よろしくお願いたします。

続きまして、村民ホールの水道でございますけれども、庁舎には執務室内の相談室の横に

湯沸かし器室を設けておりますので、お声をかけていただければご案内しますので、よろし くお願いしたいと思います。

また、西側の入り口の外に自動販売機を設けているほか、8月には併設する店舗も開店する予定でおりますので、そちらもご利用いただけたらと思います。

次に、庁舎の防災センターの役割についてでございますけれども、防災センターの役割は、 災害の発生したときに災害対策本部を設置し、緊急な対策を決定する拠点となる場所としま して、通信や監視装置などさまざまな機器を有し、災害に対してさまざまな情報、対策を集 中管理できる場所と捉えております。

これまで、地震の場合はマルチメディアセンターが防災対策本部となっておりましたが、 そういったときに、消防無線や県の防災無線の基地局や端末、地震計は旧役場庁舎内にあっ たり、そこには非常用電源装置がなかったり、水道の監視システムはピュアラインにあった り、また、それらの災害対策に必要な機器は離れた場所で全て有線で結ばれていたため、地 震の際は断線して、それぞれの機能が使えない可能性がございました。

今度の庁舎は全ての災害に対して災害対策本部を設置でき、県の防災無線、村の防災無線、消防無線、Jアラート、Mアラート、地震計、災害時優先電話、山の雨量観測システム、水道の監視装置など、全てのシステムは庁舎内に移設をしてございます。また、非常用電源設備を備えつけておりまして、緊急時でも全ての機器の使用が可能となり、防災センターとしての機能を有した施設となりました。また、職員も全員が庁舎内におりますので、災害時も連携体制を図ることができます。

次に、庁舎への避難についてでございますけれども、庁舎は緊急の場合の一時避難所としては使用が可能と考えております。ただし、熊本地震の際、災害対策本部と指定避難所でございますけれども、一緒になっていた場所については災害対策本部の活動に支障が出たという報告もございます。そういったことから、新庁舎を避難者が生活をする指定避難所とすることは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

次に、議場についてでございます。

議場につきましては、占める空間の大きさから、庁舎全体の計画上、極めて大きな影響が ございまして、1年間のうち議場としての利用する日数を勘案すると、固定化した議場とす るのではなく、議会閉会中は会議室として利用できるよう整備を図ることとし、庁舎の基本 計画の段階からその方針は決めてきておりましたので、議員の皆様もご理解をいただいてい たと思っております。 また、議場の間取り等につきましては、設計の初期段階から入り口は1つになっておりました。機会あるごとに庁舎建設委員会、議会での説明でも行ってきております。

また、議場の机等の配置や傍聴席の広さにつきましても議会の皆さんでご確認をいただき、 その結果、マイクの配線の位置を決定させていただいておりますので、ご理解をいただきた いと思います。

ただし、今回は新庁舎での初議会ということで、机の配置、間隔、また傍聴席のつい立てなどにつきましては、今後使いやすいように見直してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、木製の自動ドアについてでございます。

自動ドアにつきましては、木造庁舎にふさわしいものとして、村民の皆様からご寄附をいただきました木を使用させていただきまして、木製自動ドアとさせていただきました。竣工式の際は備品等がなかったため、ガラス側が入り口と間違われてぶつかった方もおられましたので、何か対策をしなければいけないかなというふうに考えておりましたが、現在は足拭きマットが木製ドアの中央部分に置かれたり、ガラスの扉側に傘立てが置かれたり、またガラスの部分に観葉植物を配置して木製ドアのほうに動線を誘導するなど、備品などが配置されてからは、今のところはトラブルは起きなくなってきております。

これにつきましてはしばらく様子を見てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

O議長(清沢正毅君) 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番(上條俊策君) 今のご答弁で、1番目の西側の道路は駐車場にはおりるようにはもうしないと、できないということでお聞きしました。そういうことで、住民の方からのあれは、やはりごみ出しの日が特にそうなんですが、その時間帯とちょうどかち合うらしいので、さっき言っていただきましたように、最短距離の通勤ということもあろうかと思いますが、できれば極力こちらのほうを回って、信号のほうを回って通勤していただければと思います。また、公民館からの道がもうじきできるかと思いますので、そうなればまた変わってくるかなとは思いますが、そんなことで、職員の方は少し我慢してもらって、通勤のほうで気を使っていただければと、そんなふうに思います。

それから、コンビニの入り口というのは、今お聞きすると、必要なことも十分ありますけれども、これを言っている人たちは、危険だからあけないということの説明だったんだけれども、その後はあいているじゃないかということだったものですから、その辺はどうしてそうなったのかということをお聞きしたわけです。

それで、夜間の照明ですけれども、夜になると、私も毎日ここを通る、東側を通るんですが、こちら側、本当に真っ暗なので、ぜひ2灯でも3灯でもつけるようにしていただければ安心かなと。そうでないと何となく、防犯カメラも16カ所ついているということはありますが、そのカメラを使う以前に、ある程度明るいということも防犯になると思うんです。

それと話は関連するんですが、ここから農協へ行くバイパス道路、これは県の関係だと思うんですが、あそこも六、七年前に、あそこへぜひ街灯をつけてくれというような一般質問もあったんですが、その辺ももし、これから道路あけるとすることもありますが、農協へ行く間にあるのは真ん中のところに1個と新田のお宮に入っていくところに小さいのが1個あるだけで、あと街灯というのは一個もないんです。それも子供たちも結構あそこを通ることもありますので、あわせて、申しわけないですが要望として、あそこも街灯を設置していただければと、そういうふうにお願いします。

ローカウンター、ハイカウンターですが、現にローカウンターというか座って書くテーブルもあるということですが、お年寄りも一々相談室へ入ってというのも、あそこでまた靴を脱いだりとか、そういったことも出てきますので、その辺ちょっとまた工夫がもしできたらお願いをしたいかなと、そういうように思います。

案内板はもう既につけていただいたということですので、それでいいと思いますが、この 湯沸かし場なり水道というのは、相談室の向こうの端までということですか。それで、これ から何か9時までここが使えるようになったような場合は、今度はそこへ行くということは できるんですか。村民ホールを9時まで何か利用するような場合、向こうへ行けないですよ ね。

だもので、何かちょっとその辺、こっちのほう改善できれば、うちとか自分のうちでもそうですが、人間は3回うちを建てても気に入ったうちはできないとよく言われますが、1回でいいものが100%というわけにはいかないと思いますが、できたときに気がついて、こちらのほうがいいということがあればぜひ直していただければと、そんなふうに思います。

それから、防災センターについては、一時的に避難することは可能だということでよろしいですね。

議場についても、今後まだ検討して、レイアウトだとか考えていただけると、こういうことでございますので、ぜひともよろしくお願いします。

最後の入り口の木製ドアですが、木の扉というかドアはいいと思いますが、さっきも言いましたように、こちら側にいて、戸があいたとたんに向こうにも人がいたというようなこともあるものですから、こちらからも向こうからも、ここに人がいるんだなとか、それがわかるようなちょっとしたガラスをはめ込むとか、ここはちょっとでもなっていますが、もうちょっとわかりやすいような感じで。

それと、入り口、出口というようなサインも入れてもらえればいいかなと。そうでないと、何か壁があいたと思ったとか、いろいろなことを言う人がいるものですから、そんなことも気を使っていただきたいということで、以上、要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(清沢正毅君) これで上條俊策議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

◎散会の宣告

○議長(清沢正毅君) 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時36分

平成30年朝日村議会6月定例会 第3日

議 事 日 程(第3号)

平成30年6月20日(水)午前9時開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 常任委員長の報告
- 第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 5 議案第39号から議案第49号までの質疑、討論、採決 (追加付議事件)
- 第 6 議案第50号 朝日村税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 発議第 2号 地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援 策の拡充を求める意見書について
- 第 8 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
- 第 9 議案提案説明
- 第10 議案内容説明
- 第11 議案第50号並びに発議第2号及び発議第3号の質疑、討論、採決
- 第12 議員派遣について
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(9名)

1番	髙	橋	廣	美	君	3番	上	條	俊	策	君
5番	齊	藤	勝	則	君	6番	上	條	昭	Ξ	君
7番	北	村	直	樹	君	8番	小	林	弘	幸	君
9番	塩	原	智惠美		君	10番	林		邦	宏	君

11番 清沢正毅君

欠席議員(1名)

2番 中村賢郎君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 中村武雄君 二茅芳郎君 教 育 長 会計管理者兼 上條晴彦君 住民福祉課長 上條文枝君 総務課長 住民福祉課 健康づくり 担 当 課 長 原 貞 子 君 建設環境課長 塩 原 康 視 君 産業振興課長 上條靖尚君 会 計 課 長 林 さとみ 君 教育次長 清沢光寿君

事務局職員出席者

議会事務局長 高 山 義 教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(清沢正毅君) 皆さん、おはようございます。

まず初めに、中村賢郎議員から本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、 ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(清沢正毅君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(清沢正毅君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 髙橋廣美議員

3番 上條俊策議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長(清沢正毅君) 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果等入札結果調書が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長(清沢正毅君) 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、小林弘幸委員長。

[総務産業常任委員長 小林弘幸君登壇]

〇総務産業常任委員長(小林弘幸君) 総務産業常任委員会に付託された陳情1件を審査した 結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会を6月12日に開催し、陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める 意見書の採択を求める陳情につきましては、慎重に審査した結果、全会一致で採択となりま した。

審査の主な経過を申し上げますと、説明員より労働者の現状について説明を受けました。 実質賃金は下降をたどり、非正規雇用労働者は4割に達し、4人に1人が年収200万円以下 というワーキングプアに陥っており、生活が苦しく、結婚、子育てにも支障が出ている。ま た、地域別最低賃金格差は、時間給で221円まで広がり、人口の都市部への集中の要因とも なっている。最低賃金の改善と、多くの労働者が働く中小企業への抜本的な支援拡充策の展 開が必要と判断し、この陳情を採択いたしました。

意見書を送るための議案を本日提出したいと思います。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長(清沢正毅君) 次に、社会文教常任委員会、林 邦宏委員長。

〔社会文教常任委員長 林 邦宏君登壇〕

〇社会文教常任委員長(林 邦宏君) 社会文教常任委員会請願・陳情審査委員長報告。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94 条の規定により報告いたします。

委員会を6月12日に開催し、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める 請願については、慎重に審査した結果、全会一致で採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、2005年に義務教育費国庫負担率が3分の1に下げられ、 県や市町村では、教育予算の確保に努めておりますが、財政力の差が教育の質の差につなが る懸念があります。義務教育は、国の責任において行われ、等しく教育を受ける機会を確保 されることが重要であり、国庫負担率の2分の1への復元が必要であるとの結論に達し、採 択といたしました。よって、関係省庁へ意見書を送るための議案を本日提出いたしたいと思 います。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長(清沢正毅君) 日程第4、これから常任委員会委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

最初に、総務産業常任委員会の審査結果を議題といたします。

陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、社会文教常任委員会の審査結果を議題といたします。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願について質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第39号から議案第49号までの質疑、討論、採決

○議長(清沢正毅君) 日程第5、議案第39号から議案第49号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(朝日村税条例の一部を改正する条例 について)を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(朝日村国民健康保険税条例の 一部を改正する条例について)を議題といたします。 本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度朝日村一般会計補 正予算 (第6号) について)を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について)を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度朝日村後期高齢者 医療特別会計補正予算 (第4号) について) を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第44号 朝日村庁舎村民交流ホール等の使用条例の制定についてを議題といた します。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 朝日村福祉医療費給付金条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

塩原智惠美議員。

- ○9番(塩原智惠美君) 条例の修正案を上程し、その審議を望みます。
- ○議長(清沢正毅君) 塩原智惠美議員、どのような修正動議ですか。
- ○9番(塩原智惠美君) ただいま村の条例が、現物支給方式を15歳までとするものを、18歳まで引き上げる内容の修正案でございます。
- ○議長(清沢正毅君) ただいま、塩原智惠美議員から修正動議が提出されました。

地方自治法第115条の3第1項の規定により、議員定数の12分の1以上の者の発議となりますので、修正動議は成立いたしました。

よって、直ちに議事日程に追加し、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 異議なしと認めます。

本修正案の提案理由の説明を求めます。修正案を今配付させます。

塩原議員、登壇し、修正動議の説明を求めます。

塩原議員。

[9番 塩原智惠美君登壇]

○9番(塩原智惠美君) では、修正案を朗読いたします。

議案第45号 朝日村福祉医療費給付金条例に対する修正案。

議案第45号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を次のとおり修正する。

第6条第2項及び第8条第3項中、満15歳を満18歳に改める。

これにつきまして、これから提案理由を申し上げます。

この議会で、この45号議案につきましては、全員協議会一般質問の中で議論を尽くしてまいりました。その上での修正案でございます。

議員必携の中に、条例案審議の着眼点という項目があります。この中に、どれほどの効果 が確保できるかという項目があり、次のとおり示されております。

住民の福祉がどれほど現在より伸びるか見きわめることは最も大切である。そして、それ が条例案の中に十分盛られているか検討しなければならない、こう示されております。

こうした観点から、以下理由を述べます。

朝日村は、これまで他に先駆けて18歳まで医療費無料化に取り組んできました。高校生を拡大したのは平成27年からで、子育て支援、少子化対策の目玉としました。この取り組みは、村民の家計負担軽減に大いに貢献しております。また、人口増対策とした子育で世代に特化した向陽台住宅団地についても、この施策は保育料無料化も相まって、子育で環境を重視する購入希望者のニーズを捉えて完売という結果となりました。

今定例会に村から提案された条例は、18歳までの500円個人負担は変わらないものの、医療機関の窓口で完結するという新方式は、中学生までを対象とし、高校生は従来どおりという内容です。県は、今回の新方式導入は、受給者の利便性が向上するとしております。村で高校生を対象にすれば、保護者にとっては、従来の口座振り込み方式よりさらに利便性は高まり、家計も助かります。このことは、結果として村がこれまで取り組んできた子育て支援のさらなる充実となり、村民生活の満足度を高めると考えられます。また、高校生まで拡大のメリットは、近隣の市村が15歳までを対象としていることから、医療費の支払いがワンコインという利便性の高さをPRすることにより、朝日村に特化した今後の人口増対策の手段になり得ます。

一方、村は、国からのペナルティーがあるとして、新方式と従来方式の2本立てとしております。これは、行政の事務負担という考え方からすると、今回の現物支給方式は、これまで経験のない初めての取り組みで、しかも事務内容が2本立てのため煩雑化し、これにかかる人件費はある程度かかると予想します。さらに、高校生については従来方式のため、振り込み通知のはがきなど経費も発生します。ところが、これを高校生まで新方式にすると、事務は一本化となり、効率化され、はがきなど経費は不要となります。行政は毎月同じ作業をするため、年間の業務量で行政コストを考えたとき、村から示された高校生のペナルティー分10万円と行政コストは五分五分になると思われます。こうしたことから、18歳までの新方式導入のほうがメリットがあり、村民の利便性が高まり、福祉の増進が図れる分効果は大きいと、また、その効果が確保されると考えます。

以上の理由で修正案といたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(清沢正毅君) それでは、議案の内容説明を求めます。

お諮りをいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時25分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時40分

○議長(清沢正毅君) これより本会議を再開いたします。

これから、塩原議員から発議のありました議案第45号 朝日村福祉医療費給付金条例に対する修正案について、質疑、討論、採決を行います。

本修正案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから塩原議員から発議のありました議案第45号 朝日村福祉医療費給付金条例に対する修正案を採決いたします。

本修正案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立同数]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立同数です。

したがって、同数ですので、地方自治法第116条第1項に基づき、議長権限として決裁権 を行使いたします。

議長は本修正案に反対します。

したがって、本修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、議案第45号の原案についてを議題といたします。

改めて本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立同数]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立同数ですので、地方自治法第116条第1項に基づき、議長権限として決裁権を行使いたします。

議長は本案に賛成します。

したがって、議案第45号は可決されました。

次に、議案第46号 平成30年度朝日村一般会計補正予算(第1号)についてを議題といた します。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成30年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成30年度朝日村下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題 といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第50号並びに発議第2号及び発議第3号の上程

○議長(清沢正毅君) この際、日程第6、議案第50号並びに日程第7、発議第2号及び日程 第8、発議第3号の議案を上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長(清沢正毅君) 日程第9、ただいま提出されました議案のうち、議案第50号について 提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

〇村長(中村武雄君) それでは、ただいま提案いたしました追加議案につきましてご説明を 申し上げます。

ただいま追加提案しました議案は、条例1件でございます。

議案第50号につきましては、6月6日に国の政令の改正に伴いまして、朝日村税条例の一部を改正するものでございます。

以上、追加議案につきましてご説明申し上げましたが、担当課長及び担当者からご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

〇議長(清沢正毅君) 続いて、発議第2号及び発議第3号についての議案提案説明について は、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号及び発議第3号については、先ほどの各常任委員長報告の内容と 重複いたしますので、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

O議長(清沢正毅君) 日程第10、議案内容説明を求めます。

お諮りをいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(清沢正毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時55分

○議長(清沢正毅君) それでは、本会議を再開いたします。

◎議案第50号並びに発議第2号及び発議第3号の質疑、討論、採決

○議長(清沢正毅君) 日程第11、議案第50号並びに発議第2号及び発議第3号について、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第50号 朝日村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号 地域からの経済好環境の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援 策の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(清沢正毅君) お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長(清沢正毅君) 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(清沢正毅君) 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

O議長(清沢正毅君) 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定 により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(清沢正毅君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長(清沢正毅君) ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

〇村長(中村武雄君) 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を 申し上げます。

去る6月6日に開会されました今期定例会は、本日をもちまして閉会となります。この間、15日間に及びます会期中、議員の皆様には熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行してまいる所存で ございます。

そのほか、村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては検討をさせていただき、 当面しております重要事項につきまして、村民のため、村政発展のために実現に努力してまいる所存でございます。特に、今定例会は、百年の計であります新役場庁舎での記念となる 初議会でありまして、議員の皆様にはそれぞれ思いのあった議会と存じます。

さて、一昨日の6月18日月曜日でございますが、午前7時58分ごろ、大阪府北部で震度6 弱の地震が発生をいたしました。これによりましてお亡くなりになりました5人の方々、負 傷者は三百数十人、避難者は一千数百人と報道をされました。しかも、通勤、通学の時間帯 でありましたので、交通機関が不通となりまして、通勤者等インフラの大影響を初め、電気、 ガス、上下水道とライフラインを合わせ、甚大な被害となりました。特に、小学校4年生の 女子の児童が、登校中、通いなれた小学校のブロック塀の下敷きで犠牲となる痛ましい報道 がされました。改めて犠牲者の皆様に心からご冥福をお祈りし、被災されました方々に心か らお見舞いを申し上げるものでございます。

次に、気象庁長野地方気象台は、同じく去る6月6日に当地方の梅雨入りを発表いたしま した。しかしながら、太平洋沿岸は降雨がありますが、当地方は空梅雨の状態であり、鎖川 は著しく水位が低下しておりまして、現状は8月の渇水期の水量となっております。しかし、本日は朝から降雨となりましたが、これが半日程度の降雨量だと、山に、いわゆる山林の土中に水分がしみ込まない、そういう心配があります。この状況が続きますと、7月、8月の真夏時期は、極めて朝日村の水道を初め、下水道、そして水田等に大きな影響が心配されるところでございます。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様には、夏に向かいご自愛をされ、村民のため、村政発展のため、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(清沢正毅君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上で、平成30年朝日村議会6月定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時05分

平成三十年 朝日村議会 六月定例会会議録 平

成 三 十

年

朝日村議会

六月定例会会議録

朝

朝

日

村

議

会

日 村 議

会